520号
|
181号

民事訴訟法議案

第二民事訴訟法改正案議

司法省記録文庫
保
第七百七十六號

第六號
第五架
第四

司法省
第二八三號
寄贈圖書文庫

XB500
M3
1

民事訴訟法草按議案第三十六號

第五百二十條　請求ノ主張カ或ル時日ノ到来ニ繫ル片ハ其時日ノ滿了シタル後ニ非サレハ強制執行ヲ始ムルコトヲ得ス

若シ執行カ債權者ヨリ保證ヲ立ツルコトニ繫ル片ハ債權者カ保證ヲ立テタルコトニ關スル裁判（公正ノ）ヲ證明スル書ヲ提出シタル後ニ非サレハ其執行ヲ始ムルコトヲ得ス

第五百二十一條　現役ノ軍人軍屬ニ對シテ爲ス強制執行ハ其上班ノ軍事官廳（倉）ヲシテ通知ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ始ムルコトヲ得ス

軍事官廳ハ債權者ノ求ニ因リ通知書ノ受取

證書ヲ付與ス可シ

第五百二十二條　強制執行ハ此法律ニ於テ別段ノ定メ有ラサル限リハ執達吏之ヲ實施ス債權者ハ強制執行ヲ委任スル爲メ區裁判所ノ裁判所書記ノ補助ヲ求ムルヿヲ得裁判所書記ノ委任シタル執達吏ハ債權者ノ委任シタルモノト看做ス

第五百二十三條　執達吏ハ債權者ノ委任ニ因リ行爲ヲ爲シ且職務上ノ義務違背ヨリシテ債權者及ヒ其他ノ關係人ニ對シ損害ヲ生セシメタル片ハ第一着ニ其責ニ任ス

第五百二十四條　債權者執行力アル正本ヲ交付シテ強制執行ヲ委任シタル片ハ執達吏ハ特別ノ委任ヲ受ケサル片ト雖モ支拂及ヒ其他ノ給付ヲ受取リ其受取リタルモノニ付キ有効ニ受取ノ證書ヲ作リ且債務者ニ於テ其義務ヲ完全ニ盡シタル片ハ債務者ニ執行力アル正本ヲ交付スルノ權利アリ

第五百二十五條　執達吏ハ執行力アル正本ヲ所持スルノミニ因リテ債務者及ヒ第三者ニ對シ強制執行及ヒ前條ニ揭ケタル行爲ヲ實施スルノ權利アルモノトス債權者ハ此等ノ者ニ對シ委任ノ欠缺又ハ制限ヲ主張スルヿヲ得ス

執達吏ハ其正本ヲ携帶シ當事者ノ求ニ因リ資格ヲ證スル爲メ之ヲ提示ス可シ

第五百二十六條　執達吏ハ債務者其義務ヲ完全ニ盡シタル時ハ執行力アル正本及ヒ受取ノ證書ヲ之ニ交付ス可シ又其義務ノ一分ヲ盡シタル時ハ執行力アル正本ニ其旨ヲ附記シ且其受取ノ證書ヲ債務者ニ付與ス可シ

債務者カ後ニ債權者ニ對シ受取ノ證書ヲ求ムル權利ハ前項ノ規定ニ因リテ妨ケラルヽコト無シ

第五百二十七條　執達吏ハ執行ノ目的ニ付キ必要トスル場合ニ於テハ債務者ノ住居倉庫及ヒ筐匣ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル戸扉室扉及ヒ筐匣ヲ開カシムル權利アリ

抵拒ヲ受クル場合ニ於テハ執達吏ハ威力ヲ用ヰ且警察上ノ援助ヲ求ムルコトヲ得若シ兵力ヲ要スル時ハ之ヲ執行裁判所ニ申立ツ可シ

第五百二十八條　執達吏ハ執行行爲ヲ爲スニ際シ抵拒ヲ受クル時又ハ債務者ノ住居ニ於テ執行行爲ヲ爲スニ際シ債務者又ハ其成長シタル家族若クハ雇人ニ出會ハサル時ハ成丁者二人又ハ市町村若クハ警察ノ吏員一人ヲ證人トシテ立會ハシム可シ

第五百二十九條　強制執行ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル各人ニハ其求ニ因リ執達吏ノ記錄ノ展閲ヲ許シ及ヒ記錄中ニ存スル書類ノ謄本ヲ付與スルコトヲ要ス

第五百三十條　日出前日沒後ノ時間及ヒ日

曜日其ノ一般ノ祝祭日ニハ執行裁判所ノ許可アルニ非サレハ執行行為ヲ為スコトヲ得ス」

其許可ノ與フル命令書ハ強制執行ノ際之ヲ提示スヘシ

（民訴五百三十一條）

第五百三十一條　執達吏ハ執行行為ニ付キ直チニ調書ヲ作ルヘシ

其調書ニハ左ノ諸件ヲ掲クルコトヲ要ス

第一　調書ヲ作リタル場所、年、月、日

第二　執行行為ノ目的物及ヒ其重要ナル情況ノ畧記

第三　執行ニ與カリタル各人ノ表示

第四　右各人ノ署名捺印及ヒ調書ヲ當事者ニ閲覧ノ為メ之ニ提示シタル又ハ閲覧ト又ハ讀聞ケト及ヒ其承諾ノ後署名捺印アリタルコトノ明示

第五　執達吏ノ署名捺印

第四号ニ掲ケタル要件ヲ具備スルヲ缺ハサルヘキハ其理由ヲ明示スヘシ

（民訴五百三十二條）

第五百三十二條　執行行為ニ屬スル催告又ハ通知ハ執達吏ヨリ之ヲ為シ且調書ニ之ヲ記載スヘシ

若シ口頭ヲ以テ催告又ハ通知ヲ為スヲ缺ハサルヘキハ第百三十七條、第百三十八條及ヒ第百四十三條乃至第百四十七條ノ規定ヲ準用シテ調書ノ謄本ヲ送達シ又特別ノ送達證書ヲ作ラサルヘキハ調書ニ其送達アリタルコトヲ

記載スヘシ

若シ送達ヲ強制執行ノ地ニ於テモ又執行裁判所ノ管轄内ニ於テモ為スノ能ハサルトキハ催告又ハ通知ヲ受ケ可キ者ニ郵便ヲ以テ謄本ヲ送達シ且郵便ニ之ヲ交付シタルトキ書ノ謄本ヲ送達シタルモノト看做ス

第五百三十三條

裁判所ハ執行ノ地ニ於テモ又執行裁判所ト雖モ其管轄区域外ニ於テ執行ヲ為スノ能ハサルトキハ此法律ニ於テ裁判所ニ任セタル執行為ノ余又ハ其執行為ノ補助ハ執行裁判所ノ管轄ニ属スル区裁判所ヲ指定シテ之ヲ為サシムルコトヲ得

第五百三十四條

裁判所ハ口頭辯論ヲ経スシテ之ヲ為スコトヲ得

執行裁判所ノ裁判ハ口頭辯論ヲ経スシテ之ヲ為スコトヲ得

第五百三十四條

強制執行ノ方法又ハ執行ノ際ニ執達吏ノ遵守ス可キ手續ニ関スル申立及ヒ異議ニ付テハ執行裁判所之ヲ裁判ス執行裁判所ハ第五百十三條第二項ニ定メタル外ニ於テ執達吏カ執行委任ヲ引受クルコトヲ拒ミ若ハ執行為ヲ委任ニ従ヒテ實施スルコトヲ拒ミシタルトキ又ハ執達吏ノ計算セル手数料ニ付キ異議アルトキハ執行裁判所ハ其裁判ヲ為スノ権アリ

又

民事訴訟法草案議案第三十六号修正ノ理由

○第五百二十条　本條ハ裁判上トアルヲ裁判所ト改メタルマテニテ餘ハ原文ノ儘

○第五百二十一条　本条ハ旧第六百二十六條ノ精神ヲ取リ第十一條第百三十七條及ヒ第百三十二条等ニ準シ修正シタリ勿論他日陸海軍省ト協議ノ上右數條ト共ニ再修正ヲ為スヘキ意見ナリ

○第五百二十二条　第三項ハ原文ノ儘而シテ新タニ二項ヲ加ヘタルハ債権者カ裁判所書記ニ依リ執達吏ニ委任スル手續ヲ設クルハ必要ト思考スレハナリ旧第二項ハ新事項ヲ加ヘ數項ニ渉ルノミナラス少シク手續モ相離

ルヽヲ以テ之ヲ別除ト為シタリ

○第五百二十三條　原文「且」以下ヲ本文ノ如ク修正シタルハ「シュルヴェシスタイン」氏ノ意見ヲ取リ執達吏カ職務上ノ義務違背ヨリ損害ヲ生セシメタルトキハ第一審ニ責ニ任スヘキヲ明カニシタルモノナリ

○第五百二十四條　原文ノ冒頭「執行吏ハ」ヲ削リ本文ノ如ク修正シタルハ語三十六字ヲ節約シ且「訴訟代人ニ」ヲ削除スルモ其代人ハ債権者トアルヲ以テ債権者ト云ヘハ自ラ代人ヲ含ムノ精神ナリ

○第五百二十五條　原文ヲ二項ニ分チ而シテ第一項ノ末ニ「債権者」ノ二字ヲ加ヘタルハ原文ノ数字ヲ「々々」ニ改メタルニ過キス

權限ヲ明カニシタルモノナリ

○第五百二十六條　原文ノ七字ヲ加ヘ及ヒ第一項中ニ「及ヒ」ヲ受取ノ證書」ト改メタルハ第五百二十四條第一項中「領收證書」トアルヲ「受取ノ證書」ト改メタルニ過キス

○第五百二十七條　原文ノ「家屋ニ」ヲ「家屋ヲ」ニ改メ本文ノ如ク改メタルハ執達吏ノ注意等ニ係ル細則ニ讓リ必要ノ事項ノミヲ掲ケタルニ過キス

○第五百二十八條　第一項中「倉庫、藏所」ノ四字及ヒ第二項ノ「然レトモ以下云々」ヲ削リタルハ執達吏ノ注意等ニ係ル細則ニ讓リ必要ノ事項ノミヲ掲ケタルニ過キス

○第五百二十九條　原文ノ「家屋ヲ」ヲ「家屋ニ」ニ改メ本文ノ如ク改メタルハ第五百二十七條ト同シク執達吏ノ注意等ニ係ル細則ニ讓リ必要ノ事項ノミヲ掲ケタルニ過キス

○第五百三十條　原文ノ「立會ハシムヘキヲ」ヲ「立會ハシムヘキ」ニ改メ且「郡區長ノ如キ吏員ヲシテ」ヲ削リ本文ノ如ク修正シタルハ郡區長及ヒ戸長等ノ職制ハ相成丈ケ簡易ニ立會ハシムヘキヲ以テ實際上行ハレカタキヲ

ト思考スルヲ以テ之ヲ修正シタリ

○第三項ハ「シュルヴェニエ」氏ノ意見モアリ且元来不完全ナル法文ナルニ付キ之ヲ修正シテ別条ト為ス

○第五百二十八条 本条ハ獨訴訟法ニ依リ全ク修正シタルモノニシテ原文ノ精神ヲ自ラ包含スルヲ以テ原文ノ儘ト為シタリ

○第五百二十九条 本条ハ旧第六百四十条ノ末項及ヒ旧第六百四十四条ノ末項ノ精神ヲ取リ獨訴訟法ニ倣ヒ茲ニ新条ヲ加ヘタリ

○第五百三十条 原文中「日曜」トアルヲ「日曜日」ト改メ「為シ「普通」ヲ「一般」ト改メタルハ先例ニ倣ヒタリ

○第五百三十一条 原文中第一号ノ「訟標」トアルハ「訴訟」ト改メタルハ先例ニ倣ヒタリ

○第五百三十二条 第一項ハ原文ノ儘第二項中二号ヲ削リ旧第三号ヲ第二号ト為シ旧第五六号ヲ併セテ第三号ト為シ「及」ノ二字ヲ加ヘ新タニ第五号ヲ設ケ第三項中「五号」トアルヲ「四号」ト改メ「及ヒ第六号」ノ五字ヲ削リタルハ先例ニ倣ヒタルモノナリ第四項ハ第五百二十九条ヲ設ケタルモノナリ

○第五百三十三条 第一項ハ原文ノ儘第二項中「署名捺印ヲ」ノ十四字ヲ削リタルハ総則中即第百三十五条ニ自ラ認証ノ謄本ヲ送達スヘキノ規定アルヲ以テ茲ニ必要ヲ見サルヲ故ナリ其他数字ヲ改メ或ハ「且」トアルヲ「又」

ニ改メ「限リ」トアルヲ削リタルハ従前修正ニ来リシ結果ナリ第三項中「カ」トアルヲ「ヲ」ニ改メ「ハ原本」ノ三字「ハ」ニ改メ「ル」トアルヲ「ヲ」ニ改メ「ハ原本」ノ三字ヲ削リタルハ前項ノ理由ニ同シ「第七百四十條云々ヲ留保セリ」ノ十字ヲ削リタルハ前項ノ訴條ヲ修正スヘキ意見アルヲ以テナリ

○第五百三十三條

先例ニ倣ヒ「八原文ノ儘第二項ハ為サ「ル」トアルヲ「ヲ」為「スヿ」ト改メタルハ必要ナラサル故此括弧共ニ之ヲ削リ又「豫メ」ノ二字ヲ削リ「豫メ」ト改メタルハ先例ニ倣ヒタリ

○第五百三十四條

原文第一項第二項ハ少シク不完全ナル所アルヲ故獨訴訟法ニ倣ヒ本文ノ如ク修正シタリ原文第三項ハ其終之ヲ第二項ト為ス

民事訴訟法草案議案第三十七號

第五百三十五條　判決ニ因テ確定シタル債務者ノ異議ハ判決ニ
請求其ノ他ニ關ス此接着スルロ頭辯論ノ終結シタル後義務ノ理
由タル事実消滅シタルキニ限リ之ヲ許ス其異議ハ強制執行ヲ爲ス債権者ニ對シ訴ヲ以テ第一審ノ受訴裁判所ニ之ヲ申立ツ可シ

第五百三十六條　前條ノ規定ハ第五百九條第二項ノ場合ニ於テ債務者カ執行文付與ニ
ヲ申立ツルヲ要ス
五百十條ノ際證明セラレタリト認メラレタルモノニ因リ判決ノ執行ヲ爲シ得可キ事實

ノ到来ヲ待ヒ又ハ仍ホ之ヲ準用スル但此場合ニ於テハ第五百十三條ニ從ヒ執行文ノ付與ニ對シ異議ヲ申立ツルノ債務者ノ權ハ之カ為メ妨ケラレス

第五百三十七條　強制執行ノ繼續ハ前二條ノ場合ニ於テ異議ノ訴ノ提起ニ因テ妨ケラレス

然レ氏異議ノ爲メ主張セラレタル情況カ法律上理由アリト見ヘ且事實上ノ点ニ付キ疏明セラレタルキハ裁判所ハ異議ノ訴ニ付テノ裁判ヲ管轄スル裁判所ハ判決ヲ為スマテ保證ヲ立テシメ若クハ之ヲ立テシメスシテ強制執行ヲ停止スルコトヲ得又ハ保證ヲ立テシメテ強制執行

行ヲ繼續スルコトヲ又ハ其爲シタル執行處分ヲ保證ヲ立テシメテ廢棄スルコトヲ申立ニ因リ命スルコトヲ得前條ノ場合ニ於テハ第三者ヨリ保證ヲ立テサルモ之ヲ廢棄ハ第三者ヨリ許ス可シ

其裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ為シ又急迫ナル場合ニ於テハ裁判長之ヲ為スコトヲ得急迫ナル場合ニ於テハ執行裁判所モ亦此權利ヲ行用スルコトヲ得此場合ニ於テハ同時ニ其裁判所ハ異議ノ訴ヲ管轄スル裁判所ノ裁判書ヲ提出セシムル為メ相當ノ期間ヲ定ム可シ其期間ノ徒過シタルキハ債權者ノ申立ニ因リ強制執行ヲ繼續ス

第五百三十八條　受訴裁判所ハ異議ノ訴ニ付キ裁判スル判決ニ於テ前條ニ掲ケタル命ヲ爲シ又ハ既ニ爲シタル命ヲ變更シ若クハ認可スルコトヲ得

判決中前項ノ包有事項ニ限リ職權ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ爲スコトヲ得

其不服申立ニ付テハ第四百九十九條ノ規定ヲ準用ス

第五百三十九條　第三者カ強制執行ノ目的物ニ付キ所有權ヲ有シ又ハ其他目的物ノ讓渡若クハ債權者ニ對スル其還付ヲ妨クルノ權利ヲ有スルトキハ其強制執行ニ對スル異議ヲ訴ニ因リ債權者ニ對シテ主張シ又債務者ニ於テ其異議ヲ理由アリト認メサル場合ニ於テハ債權者ト債務者トニ對シテ之ヲ主張スルコトヲ得

其訴カ債權者ト債務者トニ對シテ起サルルトキハ之ヲ共同訴訟人ト爲スヲ可シ

其訴ハ執行裁判所ノ管轄ニ屬スト雖モ物カ區裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ執行裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所之ヲ管轄ス

第五百四十條　強制執行ハ左ノ書類ヲ提出シタル場合ニ於テ之ヲ停止シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

第一　執行ス可キ判決若クハ其假執行ノ廢

棄スル又ハ強制執行ノ許サヽルヘキ旨ノ宣言セラレ若クハ其停止ヲ命シタル裁判書ノ正本、執行カアル裁判ノ顕ハルヽ場合ニ於テハ執行ノ停止ヲ命シタル裁判書ノ正本

第二　執行又ハ執行處分ノ一時停止ヲ命シタル裁判ノ顕ハルヽ場合ニ於テハ執行ノ停止ヲ命シタル裁判書ノ正本

第三　執行ヲ免カルヽ為メ保證ヲ立テ又ハ寄託ヲ為シタルコトノ顕ハルヽ場合ニ於テハ其證明書

第四　執行ヲ為スヘキ判決ヲ為シタル後債權者カ辨償ヲ受ケ又ハ義務履行ノ猶豫ヲ承諾シタルコトノ顕ハルヽ場合ニ於テハ前條第一號ノ場合ニ於テハ

第五百四十一條　假執行ノ宣言アリタル判決又ハ確定ト為リタル

タル判決ニ基ク執行文ヲ要セスシテ直チニ執行セラルヽ可シ

第五百四十二條　第五百四十條第一號及ヒ第三號ノ場合ニ於テハ既ニ為シタル執行處分ヲモ廢棄ス可シ第二號ノ場合ニ於テハ其裁判ニ因リ從前ノ執行行為ノ廢棄ヲ命セサル限リ既ニ為シタル執行處分ヲ一時存立セシム第四號ノ場合ニ於テモ亦第二號ノ場合ニ同シト雖モ債權者カ求ムルトキハ強制執行ヲ始メタル裁判所ニ於テ其執行ノ繼續ヲ命シ又ハ自ラ繼續ス可シ

第五百四十三條　第五百四十條第三號ノ場合ニ於テ債務者強制執行ノ始マリタル後ニ死亡スルトキハ強制執行ハ遺産ニ對シ更ニ繼續ス可シ

債務者ノ立會ヲ要スル執行行爲ヲ實施スル場合ニ於テ相續人ナキトキ又ハ相續人ノ所在不分明ナルトキハ債權者ノ申立ニ因リ執行裁判所ハ遺產又ハ相續人ノ爲メ臨時代人ヲ仕ス可シ

旧第六百二十
第五百四十四條 行ノ始マリタル後ニ其地位ヲ辭シ又ハ之ヲ失ヒタルトキハ其變更ノ生スル時ニ債務者ノ所持セル財產ニ付キ前條ノ規定ヲ準用ス

旧第六百二十一
第五百四十五條 リ部分ニ限リ債務者ノ負擔ニ歸ス其費用ハ強制執行ノ費用ハ其必要ナル部分ニ限リ債務者ノ負擔ニ歸ス其費用ヲ受ケタル請求ト同時ニ之ヲ取立ツ可シ

強制執行ノ基本タル判決ヲ廢棄シタルトキハ其費用ハ之ヲ債務者ニ辨償ス可シ

旧第六百二十二
第五百四十六條 執行行爲ノ際債務者ニ爲ス可キ送達及ヒ通知ハ債務者ノ所在不分明ナルトキ又ハ外國ニ在ルトキハ之ヲ必要トセス

旧第六百二十三
第五百四十七條 執行又ハ其停止ノ爲メ官廳ノ援助ヲ必要トスルトキハ執行裁判所ハ其援助ヲ官廳ニ求ム可シ

旧第六百二十四
第五百四十八條 現役ノ軍人軍屬ニ對シ兵營及ヒ軍艦ニ於テ強制執行ヲ爲ス可キトキハ執行裁判所ハ軍事官廳又ハ軍事官廳ノ申立ニ因リ執行裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲サシム

旧第六百二十五
第五百四十九條 執行ハ執行裁判所ノ委任シタル執達吏ニ之ヲ

交付ス可シ。

第五百四十九條 強制執行ノ外國ニ於テ為ス可キ場合ニ於テハ其ノ外國官廳カ本邦裁判所ニ対シ司法共助ヲ為ス可キ義務ヲ有スルトキハ其ノ外國官廳ニ嘱託ス可シ

強制執行ヲ外國ニ駐剳ノ本邦領事ニ因リ為シ得可キトキハ第一審裁判所ハ其ノ領事ニ嘱託ス可シ

民事訴訟法草案議案第三十七号修正ノ理由

○第五百三十五條 第一項中「其判決ヲ發」ノ五字ヲ削リ「判決ニ接着云々」ノ十四字ヲ加ヘタルハ「シェルツェンスタイン」氏ノ意見ニ依リ之ヲ改メタリ「異議ノ訴以下云々ヲ削リ本文ノ如クセルハ語路ヲ整ヒタルニ過キス第二項中「然レトモ」ノ三字「主張スルトキハ」ノ七字ハ必要ヲ見サル故之ヲ削リ「申立ツ」ト改メタルハ先例ニ倣ヒタリ

○第五百三十六條 本條ハ先キニ第五百九條第五百十條第五百三十三條等ノ規定ヲ設ケタル結果ニテ尚此手續ヲ置カルヲ得ス是ヲ以テ亦新タニ之ヲ加ヘタリ

○第五百三十七條　第一項中「判決ノ發セラルヽトアルヲ「判決ヲ爲スヘシトアルヲ「其裁判ハ」ト改メ第二項中「其命ヘ「豫メ」トアルヲ「其裁判ハ」ト改メ「發」トアルヲ「爲」ト改メタル外原文ノ儘

○第五百三十八條　第一項中「發」トアルニケ所ヲ「爲」ニ改メタルハ先例ニ倣ヒタルモノナリ第二項ノ冒頭ハ「其判決ニ付テハ」トアルマテニ改メタルハ先例ニ倣ヒタリ第三項ハ甚タ場合明カナラス依テ前項ノ包有事項ノ注意ヲ加フヘキ文意アリシ故之ニ從ヒ修正ヲ爲シタリ第三項ハ數字ヲ改メタルニ過キス

○第五百三十九條　第一項ハ原文ノ儘第二項中「此」ヲ削リ「之」ヲ「ノ」ニ改メタリ第二項中「ニ付テハ」ノ三字及ヒ「有ス」トアルニケ所ヲ削リ修正ヲ加ヘ「カ」ヲ「ヲ」ニ改メタルハ語路ヲ整ヒタルニ外ナラス

○第五百四十條　前文中「書類ハ提出セラルヽ」トアルヲ「書類ヲ提出シ」ト改メ第一号第二号中モ亦「カ」トアル數ケ所ヲ「ヲ」ト改メ「セラルヽ」トアルヲ「シ」ト改メタルハ先例ニ倣ヒ「又ハ寄託ヲ爲シ」ノ七字ヲ加ヘ「裁判上」トアルヲ「裁判所」ト改メタルハ前ニ準據シタルモノナリ第三号中ニ「又」ヲ削リ本文ノ如ク修正ヲ加ヘタル所ニ修正ヲ加ヘタル所ノ二十一字ヲ削リ第四号冒頭ノ二十一字ヲ削リ本文ノ如ク修

正シタルハ語路ヲ整ヒタルニ過キス第五号ノ場合ハ本邦ニハ不適當ト思考シ之ヲ削除スル何ントナレハ本邦ノ郵便為替ノ如キハ独逸ノ為替ト異ナリテ為替ヲ振出シタル北モ受取人ノ方ヘ送ラサルヲ得サルヲ手續ヲ煩雑ナラシムルノ虞アレハナリ

○第五百四十一條 本條ハ原文第二項中「副啓」ヲ「文」ト改メタルニ過キス二項乃至三項ハ原文ノ冒頭ニ出シ「命令」ハ「法文」ヲ置クノ必要ヲ削リタルモノナリ

○第五百四十二條 本条ハ數字ヲ改メ且「ホレ」ト

アルニケ所ヲ「ジ」ニ改メタルニ外ナラス原文第二項ハ不動産及ヒ船舶ニ對スル強制執行ノ部ヲ修正シタルニ過キス又如此法文続カ相当スルヤ否知ルヘクラス又如此法文上ニ非サレハ果シテ此手ナキモ前項ニテ充分ト思考シ之ヲ削リタリ」

○第五百四十三條 「ナラサルヲ以テ施セラルル云々」ノ四字ヲ削リ又第二項中「直チニ」ノ三字ハ必要之ヲ削リ本文ノ如ク改メタルハ原文中相続人未タ其地位ヲ占ムルニ至ラスト云フノ場合ニ疑ヒアルヲ以テ修正ヲ加ヘタルモノナリ

○第五百四十四條 原文中前條トアル下ニ「第一項」トアレト前條ハ第一項ノミナラス第二項

ノ場合モ亦準用シテ差支ナシト思考スル故
此三字ヲ削リタリ尤前條及ヒ本条ノ如キハ
民法ト大ニ関係アリ依テ民法草案人事編ノ
成立タル上ハ之ト對照シテ再ヒ調査スヘキ
意見ナリ

○第五百四十五條　第一項ノ末ニ「其費用云々」ノ
二十五字ヲ加ヘ又第二項ノ冒頭「其費用ハ」ト
アル四字及ヒ「カ本事件云々」ノ十三字ヲ削リ
修正ヲ加ヘ又ハ「之ヲ」トアルヲ「ニ」ト改メタル
ハ手続ヲ明カニ為シタルモノナリ

○第五百四十六條　原文ノ儘

○第五百四十七條　原文ノ儘

○第五百四十八條　本條ハ旧案ノ総則中ニ設ケ
ナキ事項ナレ𪜈ニ掬スルニ如此規定ハ総則中
ニ離ルヘカラサル手続ト思考スル依テ独訴訟
法ノ法文ヲ取リ之ヲ加ヘタリ

○第五百四十九條　原文ハ第一項二項共ニ疑ハ
シキ法文ニシテ且第百五十條以下第百五十
三條ニ至ル法文ニモ適合セサル故本文ノ如
ク修正ヲ加ヘタリ

民事訴訟法草案議案第三拾八號

第五百五十條　強制執行ノ手續ニ於テ口頭辯論ヲ經スシテ為スコトヲ得ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第五百五十一條　強制執行ハ左ノ諸件ニ因リテモ亦之ヲ為スコトヲ得

第一　抗告ヲ以テ得ル裁判ノミニ不服ヲ申立ウルコト

第二　督促手續ニ於テ發ジタル支拂命令但異議期間ノ滿了シタル後ニ限ル

第三　訴ノ提起後爭訟ノ全部又ハ一分ヲ解止スル為メ受訴裁判所ニ於テ又ハ受命判事若クハ受託判事ノ面前ニ於テ為シタル

和解

第四百六十七條ノ場合ニ於テ區裁判所ニ於テ爲シタル和解

第五 本邦ノ公證人カ其權限内ニ於テ成規ノ方式ニ依リ作リマリタル證書但其證書ハ定額金額ノ支拂又ハ他ノ代替物若クハ有價證券ノ一定數量ノ給付ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作リタルモノニ限ル

前記ノ債務名義ニ因レル強制執行ニハ第五百七條以下ノ規定ヲ準用ス但

此編ニ定メタル裁判籍ハ之ヲ專屬ナリトス

債權ニ付テノ強制執行

第二章 金錢ノ債權ニ對スル強制執行

第一節 動產ニ對スル強制執行

第一款 通則

第五百五十三條 動產ニ對スル強制執行ハ差押ヲ以テ其始ヲ爲ス

差押ハ執行力アル正本ニ明示シタル請求ニ付キ債權者ニ辨償スル爲メ必要ナルモノヲ得ス

差押ノ可キ物ヲ換價スルモ強制執行ノ費用ヲ償フ爲ス可キ金錢ヲ得ルノ見込ナキトキハ強制執行

及ヒ強制執行ノ費用ノ外ニ及ホスヘカラサルトキハ其差押ヲ取消ス可キ物ヲ換價スルモ亦同シ

第五百五十四條 債權者ハ差押ヘタル物ニ付

キ契約ヲ以テ得ル所ノ質権ト雖モ
ヲ差押ニ因テ得取ス
債権者ハ此質権ニ依リ他ノ債権者ニ先チテ
差押物ヲ以テ辨償ヲ受クルコトヲ得其質権ハ
差押ノ前差押物ニ付キ契約ニ因リ質権ヲ有
効ニ得取シタル債権者又ハ民法ニ従ヒ特別
ノ優先権及ヒ破産ニ於テ別除権ヲ有スル債
権者ノ権利ニ後レ、モノトス
前ノ差押ニ因リ得取レタル質権ハ後ノ差押
ニ因リ得取シタル質権ニ先タツモノトス
第五百五十五條　第三者カ差押ヲ受ク可キ物
ニ付キ質権又ハ優先権ヲ有スルモ其物ヲ占
有セサルキハ差押ヲ妨クルコトヲ得ス然レ𪜈

第五百三十五條ノ規定ニ従ヒ訴ヲ以テ賣得
金ニ付キ優先ノ辨償ヲ請求スル権利ハ此
カ為メ妨ケラレス此場合ニ於テ裁判所ハ請
求ノ為メ主張セラレタル情況カ法律上理由
アリト見ヘ且事實上ノ点ニ付キ疏明セラレ
タルキハ賣得金ヲ裁判所書記ニ預クルコトヲ
命ス可シ但此事ニ付テハ第五百三十三條及
ヒ第五百三十四條ノ規定ヲ準用ス

第二款　有體動産ニ對スル強制執行

第五百五十六條　債務者ノ保管中ニアル有體
動産ノ差押ハ執達吏其物ヲ占有シテ之ヲ為
ス

其物ヲ債務者ノ保管ニ任スルハ債権者ノ承諾アル時又ハ其運搬ヲ為スニ付キ重大ナル困難アル時又ハ其限リニ非ス

第五百五十七條　差押ノ効力ハ當然差押物ヨリ生スル天然ノ産物及ヒ其物ノ從物ニモ及フモノトス

第五百五十八條　左ノ物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一　衣服、寢具、家具及ヒ厨具但此物カ債務者及ヒ其家族ノ為メ缺ク可カラサルトキニ限ル

第二　債務者及ヒ其家族ニ必要ナル二週間分ノ食料及ヒ薪炭

第三　技術者、職工及ヒ勞役者並ニ穩婆ニシテ其営業上缺ク可カラサル物

第四　農業者ニシテ其農業上缺ク可カラサル農具、家畜及ヒ肥料並ニ次ノ收獲ヲ

（封印其他ノ件ニ付キ執達吏ハ明カニ債務者ニ其差押ヲ為シタルコトヲ通知スル

第五百五十九條　前條ノ規定ハ債權者又ハ保管中ニアル物ニ付キ差押ヲ為スニ之ニ準用ス

第五百六十條　差押ヲ為シタル前ト雖モ之ヲ押ヘ通常ノ成熟時期ノ前一ケ月内ニ非サレハ果實ハ未タ土地ヨリ離レサル差押フルコトヲ得然レハ其差

第五 産物 農業ヲ続行スル為メ缺ク可カラサル農
第六 業師、辯護士、公証人及ヒ醫師ニ公立教育場ノ教
可カラサル官吏、神職、僧侶及ヒ其職業ヲ執行スル為メ其職
第七 又ハ恩給ヲ受ケサル官吏、神職、僧侶及ヒ其身分相當ノ衣服
金額 恩給ヲ受ケ時間ニヨリ次期公立教育場ノ教
藥餌ニ 給ノ拂ヒ又ハ差押ヲ受ケサル物並ニ其職業ヲ執行スル為メ缺ク可カラサル
器具及ヒ 差押ヲ受ケサル官吏、神職、僧侶及ヒ其身分相當ノ衣服
藥品 部分ニ相當スル給料ノ六分ノ一ヲ超ユル金額
調藥ヲ為ス為メ缺ク可カラサル藥品

第八 勲章及ヒ名譽ノ證標
第九 實印其他職業ニ必要ナル印
第十 神體佛像其他禮拜ノ用ニ供スル物
第十一
第十二 系譜
債務者又ハ其家族ノ者ノ未タ公ニセサル發明ニ關スル物及ヒ債務者又ハ其家族ノ者ノ未タ公ニセサル稿本
然レトモ債務者ノ承諾アル片ハ第三號乃至第八號ノ物ヲ除ク外之ヲ差押フルコトヲ得

第五百六十一條 差押物保存ノ為メ特別ノ處分ヲ必要トスルトキハ執達吏ハ適當ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得若シ此カ為メ金錢ノ豫納

ヲ要スル片ハ債権者ヲシテ之ヲ豫納セシメ又債権者數名ノ間ニ關係スル片ハ其要求額ノ割合ニ從ヒ其各債権者ヨリ之ヲ豫納セシムヘシ

要求シタル豫納金ヲ給付セサル為メ差押物ヲ尚お保存スルヲ能ハス且未タ其競賣ヲ為スヲ得サル片ハ執達吏ハ差押物ヲ債務者ニ返還シ其旨ヲ差押調書ニ追記スヘシ

第五百六十二條　後債権者又ハ裁判所ノ特別委任ヲ要セスシテ下ノ數條ノ規定ニ從ヒ公ケノ競賣ノ方法ヲ以テ其差押物ヲ賣却スヘシ

第五百六十三條　執達吏ハ差押物ヲ競賣セラルヘキ物ノ中高價物アル片ハ執達吏ハ適當ナル鑑定人ヲシテ其價額ヲ評定セシムルヲ要ス

（能ハサルトキノ項ニ移ス）

第五百六十四條　執達吏ハ債務者ニ對シ可成速ニ差押ヲ為スヘキ旨ヲ告ケ且債務者ニ立テ替ヘ又ハ擔保ヲ供シテ差押ヲ免カレ又ハ賣却ヲ止メ若クハ賣却ノ延期ヲ為サシムヘキ旨ヲ告ケ其債務者ニ於テ此限ニアラサルトキハ差押ヲ為シタル金錢ヲ以テ賣却ノ取立ヲ為スヘシ

債権者ハ差押ヲ為シタル金錢ヲ以テ其債権ノ全部又ハ一部ノ辨濟ヲ受ケ又ハ其債権ノ擔保ヲ供シテ差押ヲ免カレ又ハ賣却ヲ止メ若クハ賣却ノ延期ヲ為サシムルヲ得但シ

民事訴訟法草案議案第三十五号追加

第五百六條（第三号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ旧ノ第四号ヲ第五号ニ改ム）

第四、本法ノ法律ニ従ヘハ外國裁判所ノ管轄權ヲ有セサルモノ

（理由）

右事項ハ御議定ニ依リ之ヲ加ノ然レトモ此事項ハ本邦ニ於テハ必要トセス又故ニ之ヲ廢セラレンコトヲ希望又報告委員ハ

民事訴訟法草案議案第三十八号修正ノ理由

○第五百五十條　本條ノ末續ノ手續ハ旧案ニハ設ケサリシモ必要ノ事項ト思考シ新タニ之ヲ加ヘタリ

○第五百五十一條　第一号ノ原文ハ甚メ解シ難キ所アルノミナラス費用確定ニ付テハ已ニ第八十三條ニ於テ決定ヲ以テ之ヲ言渡スヿニ定メタル故「費用確定云々」ノ十九字ト「又ハ」以下ヲ削リ本文ノ如ク修正シタリ第二号ハ「發セラレタル」ヲ「發シ」ト改メタルニ過キス第三号ハ「ユルツエンスタイン」氏ノ意見アルノミナラス第二百二十六條ニ於テ認諾ノ場合ニハ判決ヲ以テ言渡ヲ為スヿニ定メタレ

ハ本条中ニ之ヲ加ヘ置クヘキ謂ハレナシ依テ之ヲ削除シタリ旧第四号ハ第三号ト改メ原文ノ儘旧第五号ハ第四号ト改メ「和解手続ニ於テ」トアル七字ヲ削リ裁判官ノ和解ヲ為シタルト勧解或ハ和解ヲ為シタルト其区別ヲ立テ本項ハ裁判官ノ為シタル和解ノ場合ニ限ル精神ヲ明カニスル為メ本文ノ如ク修正ヲ加ヘタリ旧第六号ハ第五号ト改メ原文中「代補物」トアルヲ例ニ倣ヒ「代替物」ト改メ末文ノ「作ラレタル云々」ヲ削リ本文ノ如ク修正シタルハ公證人規則第三条ノ成規ニ基キタルモノナリ尤此事項ニ付テハ「ミュルツェンスタイン」氏ノ意見アレド公證人規則第三条ヲ始メ第十四条及ヒ第四十三条等ノ定規ニ依リ之ヲ置カサルヲ得サルモノト思考ス末項ハ數字ヲ改メタルニ過キス

○第五百五十二條

本條ハ独訴訟法ニ倣ヒ新タニ之ヲ加ヘタリ抑強制執行ハ物件ノ所在地ニ就キ之ヲ施行スヘキハ當然ニシテ他ニ方法アルヿナシ則チ本条ノ專属裁判籍ヲ必要トスル所以ナリ

旧第六百十六条ハ第五百二十条ノ規定ニ依リ充分ナルヲ以テ之ヲ削除ス

旧第六百十八條ハ「ミュルツェンスタイン」氏ノ意見モアリ且必要ノ法文ト認メサルニ因リ之ヲ刪除ス

旧第六百二十七條モコレルツェンスタイン氏ノ意見アリ殊ニ共有物等ニ係ルモノハ強制執行ヲ為サントルヲ得スト依テ之ヲ削除スト

旧第六百二十八條、結果ニテ之ヲ削除スト

旧第六百三十一條モ同断

旧第六百三十二條モ必要トセサルノミナラス此條項ノ法理ニ付キ大ニ疑ヒアルヲ以テ之ヲ削除ス

旧第六百三十四条ハ執達吏ノ一節ノ廢ヒタルモノト思考シ之ヲ削除ス

旧第六百三十五條、同断

旧第六百三十六條、同断

旧第六百三十七條、同断

旧第六百三十八條、同断

旧第六百四十五條、同断

第二章　金銭云々

第一節　動産

第一款　通則

旧第六百四十六條、

旧第六百四十二條、

旧第六百四十四條、

旧第六百四十五條、

旧第六百四十六條、

旧第六百四十七條、

旧第六百四十八條、

旧第六百四十九條、

旧第六百五十條、

旧第六百五十一條、

旧第六百五十二條、

旧第六百五十三條、

旧第六百五十四條、

旧第六百五十五條、

旧第六百五十六條、

旧第六百五十七條、

旧第六百五十八條、

旧第六百五十九條、

旧第六百六十條、

旧第六百六十一條、

旧第六百六十二條、

旧第六百六十三條、

旧第六百六十四條、

旧第六百六十五條、

旧第六百六十六條、

旧第六百六十七條、

旧第六百六十八條、

旧第六百六十九條、

旧第六百七十條、

旧第六百七十一條、

旧第六百七十二條、

旧第六百七十三條、

旧第六百七十四條、

旧第六百七十五條、

旧第六百七十六條、

旧第六百七十七條、

旧第六百七十八條、

旧第六百七十九條、

旧第六百八十條、

旧第六百八十一條、

旧第六百八十二條、

旧第六百八十三條、

旧第六百八十四條、

旧第六百八十五條、

旧第六百八十六條、

旧第六百八十七條、

旧第六百八十八條、

旧第六百八十九條、

旧第六百九十條、

旧第六百九十一條、

旧第六百九十二條、

旧第六百九十三條、

旧第六百九十四條、

旧第六百九十五條、

旧第六百九十六條、

旧第六百九十七條、

旧第六百九十八條、

旧第六百九十九條、

旧第七百條、

旧第七百一條、

旧第七百二條、

旧第七百三條、

旧第七百四條、

旧第七百五條、

旧第七百六條、

旧第七百七條、

旧第七百八條、

旧第七百九條、

旧第七百十條、

旧第七百十一條、

旧第七百十二條、

旧第七百十三條、

旧第七百十四條、

旧第七百十五條、

旧第七百十六條、

旧第七百十七條、

旧第七百十八條、

旧第七百十九條、

旧第七百二十條、

旧第七百二十一條、

旧第七百二十二條、

旧第七百二十三條、

旧第七百二十四條、

旧第七百二十五條、

旧第七百二十六條、

旧第七百二十七條、

旧第七百二十八條、

旧第七百二十九條、

旧第七百三十條、

旧第七百三十一條、

旧第七百三十二條、

旧第七百三十三條、

旧第七百三十四條、

旧第七百三十五條、

旧第七百三十六條、

旧第七百三十七條、

旧第七百三十八條、

旧第七百三十九條、

旧第七百四十條、

旧第七百四十一條、

旧第七百四十二條、

旧第七百四十三條、

旧第七百四十四條、

旧第七百四十五條、

旧第七百四十六條、

旧第七百四十七條、

旧第七百四十八條、

旧第七百四十九條、

旧第七百五十條、

旧第七百五十一條、

旧第七百五十二條、

旧第七百五十三條、

旧第七百五十四條、

旧第七百五十五條、

旧第七百五十六條、

旧第七百五十七條、

旧第七百五十八條、

旧第七百五十九條、

旧第七百六十條、

旧第七百六十一條、

旧第七百六十二條、

旧第七百六十三條、

旧第七百六十四條、

旧第七百六十五條、

旧第七百六十六條、

旧第七百六十七條、

旧第七百六十八條、

旧第七百六十九條、

旧第七百七十條、

旧第七百七十一條、

旧第七百七十二條、

旧第七百七十三條、

旧第七百七十四條、

旧第七百七十五條、

旧第七百七十六條、

旧第七百七十七條、

旧第七百七十八條、

旧第七百七十九條、

旧第七百八十條、

旧第七百八十一條、

旧第七百八十二條、

旧第七百八十三條、

旧第七百八十四條、

旧第七百八十五條、

旧第七百八十六條、

旧第七百八十七條、

旧第七百八十八條、

旧第七百八十九條、

旧第七百九十條、

旧第七百九十一條、

旧第七百九十二條、

旧第七百九十三條、

旧第七百九十四條、

旧第七百九十五條、

旧第七百九十六條、

旧第七百九十七條、

旧第七百九十八條、

旧第七百九十九條、

旧第八百條、

旧第八百一條、

旧第八百二條、

旧第八百三條、

旧第八百四條、

旧第八百五條、

旧第八百六條、

旧第八百七條、

旧第八百八條、

旧第八百九條、

旧第八百十條、

旧第八百十一條、

旧第八百十二條、

旧第八百十三條、

旧第八百十四條、

旧第八百十五條、

旧第八百十六條、

旧第八百十七條、

旧第八百十八條、

旧第八百十九條、

旧第八百二十條、

旧第八百二十一條、

旧第八百二十二條、

旧第八百二十三條、

旧第八百二十四條、

旧第八百二十五條、

旧第八百二十六條、

旧第八百二十七條、

旧第八百二十八條、

旧第八百二十九條、

旧第八百三十條、

旧第八百三十一條、

旧第八百三十二條、

旧第八百三十三條、

旧第八百三十四條、

旧第八百三十五條、

旧第八百三十六條、

旧第八百三十七條、

旧第八百三十八條、

旧第八百三十九條、

旧第八百四十條、

旧第八百四十一條、

旧第八百四十二條、

旧第八百四十三條、

旧第八百四十四條、

旧第八百四十五條、

旧第八百四十六條、

旧第八百四十七條、

旧第八百四十八條、

旧第八百四十九條、

旧第八百五十條、

旧第八百五十一條、

旧第八百五十二條、

旧第八百五十三條、

旧第八百五十四條、

旧第八百五十五條、

旧第八百五十六條、

旧第八百五十七條、

旧第八百五十八條、

旧第八百五十九條、

旧第八百六十條、

旧第八百六十一條、

旧第八百六十二條、

旧第八百六十三條、

旧第八百六十四條、

旧第八百六十五條、

旧第八百六十六條、

旧第八百六十七條、

旧第八百六十八條、

旧第八百六十九條、

旧第八百七十條、

旧第八百七十一條、

旧第八百七十二條、

旧第八百七十三條、

旧第八百七十四條、

旧第八百七十五條、

旧第八百七十六條、

旧第八百七十七條、

旧第八百七十八條、

旧第八百七十九條、

旧第八百八十條、

旧第八百八十一條、

旧第八百八十二條、

旧第八百八十三條、

旧第八百八十四條、

旧第八百八十五條、

旧第八百八十六條、

旧第八百八十七條、

旧第八百八十八條、

旧第八百八十九條、

旧第八百九十條、

旧第八百九十一條、

旧第八百九十二條、

旧第八百九十三條、

旧第八百九十四條、

旧第八百九十五條、

旧第八百九十六條、

旧第八百九十七條、

旧第八百九十八條、

旧第八百九十九條、

旧第九百條、

旧第九百一條、

旧第九百二條、

旧第九百三條、

旧第九百四條、

旧第九百五條、

旧第九百六條、

旧第九百七條、

旧第九百八條、

旧第九百九條、

旧第九百十條、

旧第九百十一條、

旧第九百十二條、

旧第九百十三條、

旧第九百十四條、

旧第九百十五條、

旧第九百十六條、

旧第九百十七條、

旧第九百十八條、

旧第九百十九條、

旧第九百二十條、

旧第九百二十一條、

旧第九百二十二條、

旧第九百二十三條、

旧第九百二十四條、

旧第九百二十五條、

旧第九百二十六條、

旧第九百二十七條、

旧第九百二十八條、

旧第九百二十九條、

旧第九百三十條、

旧第九百三十一條、

旧第九百三十二條、

旧第九百三十三條、

旧第九百三十四條、

旧第九百三十五條、

旧第九百三十六條、

旧第九百三十七條、

旧第九百三十八條、

旧第九百三十九條、

旧第九百四十條、

旧第九百四十一條、

旧第九百四十二條、

旧第九百四十三條、

旧第九百四十四條、

旧第九百四十五條、

旧第九百四十六條、

旧第九百四十七條、

旧第九百四十八條、

旧第九百四十九條、

旧第九百五十條、

旧第九百五十一條、

旧第九百五十二條、

旧第九百五十三條、

旧第九百五十四條、

旧第九百五十五條、

旧第九百五十六條、

旧第九百五十七條、

旧第九百五十八條、

旧第九百五十九條、

旧第九百六十條、

旧第九百六十一條、

旧第九百六十二條、

旧第九百六十三條、

旧第九百六十四條、

旧第九百六十五條、

旧第九百六十六條、

旧第九百六十七條、

旧第九百六十八條、

旧第九百六十九條、

旧第九百七十條、

旧第九百七十一條、

旧第九百七十二條、

旧第九百七十三條、

旧第九百七十四條、

旧第九百七十五條、

旧第九百七十六條、

旧第九百七十七條、

旧第九百七十八條、

旧第九百七十九條、

旧第九百八十條、

旧第九百八十一條、

旧第九百八十二條、

旧第九百八十三條、

旧第九百八十四條、

旧第九百八十五條、

旧第九百八十六條、

旧第九百八十七條、

旧第九百八十八條、

旧第九百八十九條、

旧第九百九十條、

旧第九百九十一條、

旧第九百九十二條、

旧第九百九十三條、

旧第九百九十四條、

旧第九百九十五條、

旧第九百九十六條、

旧第九百九十七條、

旧第九百九十八條、

旧第九百九十九條、

旧第千條、

旧第千一條、

旧第千二條、

旧第千三條、

旧第千四條、

旧第千五條、

旧第千六條、

旧第千七條、

旧第千八條、

旧第千九條、

旧第千十條、

旧第千十一條、

旧第千十二條、

旧第千十三條、

旧第千十四條、

旧第千十五條、

旧第千十六條、

旧第千十七條、

旧第千十八條、

旧第千十九條、

旧第千二十條、

旧第千二十一條、

旧第千二十二條、

旧第千二十三條、

旧第千二十四條、

旧第千二十五條、

旧第千二十六條、

旧第千二十七條、

旧第千二十八條、

旧第千二十九條、

旧第千三十條、

旧第千三十一條、

旧第千三十二條、

旧第千三十三條、

旧第千三十四條、

旧第千三十五條、

旧第千三十六條、

旧第千三十七條、

旧第千三十八條、

旧第千三十九條、

旧第千四十條、

旧第千四十一條、

旧第千四十二條、

旧第千四十三條、

旧第千四十四條、

旧第千四十五條、

旧第千四十六條、

旧第千四十七條、

旧第千四十八條、

旧第千四十九條、

旧第千五十條、

旧第千五十一條、

旧第千五十二條、

旧第千五十三條、

旧第千五十四條、

旧第千五十五條、

旧第千五十六條、

旧第千五十七條、

旧第千五十八條、

旧第千五十九條、

旧第千六十條、

旧第千六十一條、

旧第千六十二條、

旧第千六十三條、

旧第千六十四條、

旧第千六十五條、

旧第千六十六條、

旧第千六十七條、

旧第千六十八條、

旧第千六十九條、

旧第千七十條、

旧第千七十一條、

旧第千七十二條、

旧第千七十三條、

旧第千七十四條、

旧第千七十五條、

旧第千七十六條、

旧第千七十七條、

旧第千七十八條、

旧第千七十九條、

旧第千八十條、

旧第千八十一條、

旧第千八十二條、

旧第千八十三條、

旧第千八十四條、

旧第千八十五條、

旧第千八十六條、

旧第千八十七條、

旧第千八十八條、

旧第千八十九條、

旧第千九十條、

旧第千九十一條、

旧第千九十二條、

旧第千九十三條、

旧第千九十四條、

旧第千九十五條、

旧第千九十六條、

旧第千九十七條、

旧第千九十八條、

旧第千九十九條、

旧第千百條、

旧第千百一條、

旧第千百二條、

旧第千百三條、

旧第千百四條、

旧第千百五條、

旧第千百六條、

旧第千百七條、

旧第千百八條、

旧第千百九條、

旧第千百十條、

旧第千百十一條、

旧第千百十二條、

旧第千百十三條、

旧第千百十四條、

旧第千百十五條、

旧第千百十六條、

旧第千百十七條、

旧第千百十八條、

旧第千百十九條、

旧第千百二十條、

旧第千百二十一條、

旧第千百二十二條、

旧第千百二十三條、

旧第千百二十四條、

旧第千百二十五條、

旧第千百二十六條、

旧第千百二十七條、

旧第千百二十八條、

旧第千百二十九條、

旧第千百三十條、

旧第千百三十一條、

旧第千百三十二條、

旧第千百三十三條、

旧第千百三十四條、

旧第千百三十五條、

旧第千百三十六條、

旧第千百三十七條、

旧第千百三十八條、

旧第千百三十九條、

旧第千百四十條、

旧第千百四十一條、

旧第千百四十二條、

旧第千百四十三條、

旧第千百四十四條、

旧第千百四十五條、

旧第千百四十六條、

旧第千百四十七條、

旧第千百四十八條、

旧第千百四十九條、

旧第千百五十條、

旧第千百五十一條、

旧第千百五十二條、

旧第千百五十三條、

旧第千百五十四條、

旧第千百五十五條、

旧第千百五十六條、

旧第千百五十七條、

旧第千百五十八條、

旧第千百五十九條、

旧第千百六十條、

旧第千百六十一條、

旧第千百六十二條、

旧第千百六十三條、

旧第千百六十四條、

旧第千百六十五條、

旧第千百六十六條、

旧第千百六十七條、

旧第千百六十八條、

旧第千百六十九條、

旧第千百七十條、

旧第千百七十一條、

旧第千百七十二條、

旧第千百七十三條、

旧第千百七十四條、

旧第千百七十五條、

旧第千百七十六條、

旧第千百七十七條、

旧第千百七十八條、

旧第千百七十九條、

旧第千百八十條、

旧第千百八十一條、

旧第千百八十二條、

旧第千百八十三條、

旧第千百八十四條、

旧第千百八十五條、

旧第千百八十六條、

旧第千百八十七條、

旧第千百八十八條、

旧第千百八十九條、

旧第千百九十條、

旧第千百九十一條、

旧第千百九十二條、

旧第千百九十三條、

旧第千百九十四條、

旧第千百九十五條、

旧第千百九十六條、

旧第千百九十七條、

旧第千百九十八條、

旧第千百九十九條、

旧第千二百條、

旧第千二百一條、

旧第千二百二條、

旧第千二百三條、

旧第千二百四條、

旧第千二百五條、

旧第千二百六條、

旧第千二百七條、

旧第千二百八條、

旧第千二百九條、

旧第千二百十條、

旧第千二百十一條、

旧第千二百十二條、

旧第千二百十三條、

旧第千二百十四條、

旧第千二百十五條、

旧第千二百十六條、

旧第千二百十七條、

旧第千二百十八條、

旧第千二百十九條、

旧第千二百二十條、

旧第千二百二十一條、

旧第千二百二十二條、

旧第千二百二十三條、

旧第千二百二十四條、

旧第千二百二十五條、

旧第千二百二十六條、

旧第千二百二十七條、

旧第千二百二十八條、

旧第千二百二十九條、

旧第千二百三十條、

旧第千二百三十一條、

旧第千二百三十二條、

旧第千二百三十三條、

旧第千二百三十四條、

旧第千二百三十五條、

旧第千二百三十六條、

旧第千二百三十七條、

旧第千二百三十八條、

旧第千二百三十九條、

旧第千二百四十條、

旧第千二百四十一條、

旧第千二百四十二條、

旧第千二百四十三條、

旧第千二百四十四條、

旧第千二百四十五條、

旧第千二百四十六條、

旧第千二百四十七條、

旧第千二百四十八條、

旧第千二百四十九條、

旧第千二百五十條、

旧第千二百五十一條、

旧第千二百五十二條、

旧第千二百五十三條、

旧第千二百五十四條、

旧第千二百五十五條、

旧第千二百五十六條、

旧第千二百五十七條、

旧第千二百五十八條、

旧第千二百五十九條、

旧第千二百六十條、

旧第千二百六十一條、

旧第千二百六十二條、

旧第千二百六十三條、

旧第千二百六十四條、

旧第千二百六十五條、

旧第千二百六十六條、

旧第千二百六十七條、

旧第千二百六十八條、

旧第千二百六十九條、

旧第千二百七十條、

旧第千二百七十一條、

旧第千二百七十二條、

旧第千二百七十三條、

旧第千二百七十四條、

旧第千二百七十五條、

旧第千二百七十六條、

旧第千二百七十七條、

旧第千二百七十八條、

旧第千二百七十九條、

旧第千二百八十條、

旧第千二百八十一條、

旧第千二百八十二條、

旧第千二百八十三條、

旧第千二百八十四條、

旧第千二百八十五條、

旧第千二百八十六條、

旧第千二百八十七條、

旧第千二百八十八條、

旧第千二百八十九條、

旧第千二百九十條、

旧第千二百九十一條、

旧第千二百九十二條、

旧第千二百九十三條、

旧第千二百九十四條、

旧第千二百九十五條、

旧第千二百九十六條、

旧第千二百九十七條、

旧第千二百九十八條、

旧第千二百九十九條、

旧第千三百條、

旧第千三百一條、

旧第千三百二條、

旧第千三百三條、

旧第千三百四條、

旧第千三百五條、

旧第千三百六條、

旧第千三百七條、

旧第千三百八條、

旧第千三百九條、

旧第千三百十條、

旧第千三百十一條、

旧第千三百十二條、

旧第千三百十三條、

旧第千三百十四條、

旧第千三百十五條、

旧第千三百十六條、

旧第千三百十七條、

旧第千三百十八條、

旧第千三百十九條、

旧第千三百二十條、

旧第千三百二十一條、

旧第千三百二十二條、

旧第千三百二十三條、

旧第千三百二十四條、

旧第千三百二十五條、

旧第千三百二十六條、

旧第千三百二十七條、

旧第千三百二十八條、

旧第千三百二十九條、

旧第千三百三十條、

旧第千三百三十一條、

旧第千三百三十二條、

旧第千三百三十三條、

旧第千三百三十四條、

旧第千三百三十五條、

旧第千三百三十六條、

旧第千三百三十七條、

旧第千三百三十八條、

旧第千三百三十九條、

旧第千三百四十條、

旧第千三百四十一條、

旧第千三百四十二條、

旧第千三百四十三條、

旧第千三百四十四條、

旧第千三百四十五條、

旧第千三百四十六條、

旧第千三百四十七條、

旧第千三百四十八條、

旧第千三百四十九條、

旧第千三百五十條、

旧第千三百五十一條、

旧第千三百五十二條、

旧第千三百五十三條、

旧第千三百五十四條、

旧第千三百五十五條、

旧第千三百五十六條、

旧第千三百五十七條、

旧第千三百五十八條、

旧第千三百五十九條、

旧第千三百六十條、

旧第千三百六十一條、

旧第千三百六十二條、

旧第千三百六十三條、

旧第千三百六十四條、

旧第千三百六十五條、

旧第千三百六十六條、

旧第千三百六十七條、

旧第千三百六十八條、

旧第千三百六十九條、

旧第千三百七十條、

旧第千三百七十一條、

旧第千三百七十二條、

旧第千三百七十三條、

旧第千三百七十四條、

旧第千三百七十五條、

旧第千三百七十六條、

旧第千三百七十七條、

旧第千三百七十八條、

旧第千三百七十九條、

旧第千三百八十條、

旧第千三百八十一條、

旧第千三百八十二條、

旧第千三百八十三條、

旧第千三百八十四條、

旧第千三百八十五條、

旧第千三百八十六條、

旧第千三百八十七條、

旧第千三百八十八條、

旧第千三百八十九條、

旧第千三百九十條、

旧第千三百九十一條、

旧第千三百九十二條、

旧第千三百九十三條、

旧第千三百九十四條、

旧第千三百九十五條、

旧第千三百九十六條、

旧第千三百九十七條、

旧第千三百九十八條、

旧第千三百九十九條、

旧第千四百條、

旧第千四百一條、

旧第千四百二條、

旧第千四百三條、

旧第千四百四條、

旧第千四百五條、

旧第千四百六條、

旧第千四百七條、

旧第千四百八條、

旧第千四百九條、

旧第千四百十條、

旧第千四百十一條、

旧第千四百十二條、

旧第千四百十三條、

旧第千四百十四條、

旧第千四百十五條、

旧第千四百十六條、

旧第千四百十七條、

旧第千四百十八條、

旧第千四百十九條、

旧第千四百二十條、

旧第千四百二十一條、

旧第千四百二十二條、

旧第千四百二十三條、

旧第千四百二十四條、

旧第千四百二十五條、

旧第千四百二十六條、

旧第千四百二十七條、

旧第千四百二十八條、

旧第千四百二十九條、

旧第千四百三十條、

旧第千四百三十一條、

旧第千四百三十二條、

旧第千四百三十三條、

旧第千四百三十四條、

旧第千四百三十五條、

旧第千四百三十六條、

旧第千四百三十七條、

旧第千四百三十八條、

旧第千四百三十九條、

旧第千四百四十條、

旧第千四百四十一條、

旧第千四百四十二條、

旧第千四百四十三條、

旧第千四百四十四條、

旧第千四百四十五條、

旧第千四百四十六條、

旧第千四百四十七條、

旧第千四百四十八條、

旧第千四百四十九條、

旧第千四百五十條、

旧第千四百五十一條、

旧第千四百五十二條、

旧第千四百五十三條、

旧第千四百五十四條、

旧第千四百五十五條、

旧第千四百五十六條、

旧第千四百五十七條、

旧第千四百五十八條、

旧第千四百五十九條、

旧第千四百六十條、

旧第千四百六十一條、

旧第千四百六十二條、

旧第千四百六十三條、

旧第千四百六十四條、

旧第千四百六十五條、

旧第千四百六十六條、

旧第千四百六十七條、

旧第千四百六十八條、

旧第千四百六十九條、

旧第千四百七十條、

旧第千四百七十一條、

旧第千四百七十二條、

旧第千四百七十三條、

旧第千四百七十四條、

旧第千四百七十五條、

旧第千四百七十六條、

旧第千四百七十七條、

旧第千四百七十八條、

旧第千四百七十九條、

旧第千四百八十條、

旧第千四百八十一條、

旧第千四百八十二條、

旧第千四百八十三條、

旧第千四百八十四條、

旧第千四百八十五條、

旧第千四百八十六條、

旧第千四百八十七條、

旧第千四百八十八條、

旧第千四百八十九條、

旧第千四百九十條、

旧第千四百九十一條、

旧第千四百九十二條、

旧第千四百九十三條、

旧第千四百九十四條、

旧第千四百九十五條、

旧第千四百九十六條、

旧第千四百九十七條、

旧第千四百九十八條、

旧第千四百九十九條、

旧第千五百條、

旧第千五百一條、

旧第千五百二條、

旧第千五百三條、

旧第千五百四條、

旧第千五百五條、

旧第千五百六條、

旧第千五百七條、

旧第千五百八條、

旧第千五百九條、

旧第千五百十條、

旧第千五百十一條、

旧第千五百十二條、

旧第千五百十三條、

旧第千五百十四條、

旧第千五百十五條、

旧第千五百十六條、

旧第千五百十七條、

旧第千五百十八條、

旧第千五百十九條、

旧第千五百二十條、

旧第千五百二十一條、

旧第千五百二十二條、

旧第千五百二十三條、

旧第千五百二十四條、

旧第千五百二十五條、

旧第千五百二十六條、

旧第千五百二十七條、

旧第千五百二十八條、

旧第千五百二十九條、

旧第千五百三十條、

旧第千五百三十一條、

旧第千五百三十二條、

旧第千五百三十三條、

旧第千五百三十四條、

旧第千五百三十五條、

旧第千五百三十六條、

旧第千五百三十七條、

旧第千五百三十八條、

旧第千五百三十九條、

旧第千五百四十條、

旧第千五百四十一條、

旧第千五百四十二條、

旧第千五百四十三條、

旧第千五百四十四條、

旧第千五百四十五條、

旧第千五百四十六條、

旧第千五百四十七條、

旧第千五百四十八條、

旧第千五百四十九條、

旧第千五百五十條、

旧第千五百五十一條、

旧第千五百五十二條、

旧第千五百五十三條、

旧第千五百五十四條、

旧第千五百五十五條、

旧第千五百五十六條、

旧第千五百五十七條、

旧第千五百五十八條、

旧第千五百五十九條、

旧第千五百六十條、

旧第千五百六十一條、

旧第千五百六十二條、

旧第千五百六十三條、

旧第千五百六十四條、

旧第千五百六十五條、

旧第千五百六十六條、

旧第千五百六十七條、

旧第千五百六十八條、

旧第千五百六十九條、

旧第千五百七十條、

旧第千五百七十一條、

旧第千五百七十二條、

旧第千五百七十三條、

旧第千五百七十四條、

旧第千五百七十五條、

旧第千五百七十六條、

旧第千五百七十七條、

旧第千五百七十八條、

旧第千五百七十九條、

旧第千五百八十條、

旧第千五百八十一條、

旧第千五百八十二條、

旧第千五百八十三條、

旧第千五百八十四條、

旧第千五百八十五條、

旧第千五百八十六條、

旧第千五百八十七條、

旧第千五百八十八條、

旧第千五百八十九條、

旧第千五百九十條、

旧第千五百九十一條、

旧第千五百九十二條、

旧第千五百九十三條、

旧第千五百九十四條、

旧第千五百九十五條、

旧第千五百九十六條、

旧第千五百九十七條、

旧第千五百九十八條、

旧第千五百九十九條、

旧第千六百條、

旧第千六百一條、

旧第千六百二條、

旧第千六百三條、

旧第千六百四條、

旧第千六百五條、

旧第千六百六條、

旧第千六百七條、

旧第千六百八條、

旧第千六百九條、

旧第千六百十條、

旧第千六百十一條、

旧第千六百十二條、

旧第千六百十三條、

旧第千六百十四條、

旧第千六百十五條、

旧第千六百十六條、

旧第千六百十七條、

旧第千六百十八條、

旧第千六百十九條、

旧第千六百二十條、

旧第千六百二十一條、

旧第千六百二十二條、

旧第千六百二十三條、

旧第千六百二十四條、

旧第千六百二十五條、

旧第千六百二十六條、

旧第千六百二十七條、

旧第千六百二十八條、

旧第千六百二十九條、

旧第千六百三十條、

旧第千六百三十一條、

旧第千六百三十二條、

旧第千六百三十三條、

旧第千六百三十四條、

旧第千六百三十五條、

旧第千六百三十六條、

旧第千六百三十七條、

旧第千六百三十八條、

旧第千六百三十九條、

旧第千六百四十條、

旧第千六百四十一條、

旧第千六百四十二條、

旧第千六百四十三條、

旧第千六百四十四條、

旧第千六百四十五條、

旧第千六百四十六條、

旧第千六百四十七條、

旧第千六百四十八條、

旧第千六百四十九條、

旧第千六百五十條、

旧第千六百五十一條、

旧第千六百五十二條、

旧第千六百五十三條、

旧第千六百五十四條、

旧第千六百五十五條、

旧第千六百五十六條、

旧第千六百五十七條、

旧第千六百五十八條、

旧第千六百五十九條、

旧第千六百六十條、

旧第千六百六十一條、

旧第千六百六十二條、

旧第千六百六十三條、

旧第千六百六十四條、

旧第千六百六十五條、

旧第千六百六十六條、

旧第千六百六十七條、

旧第千六百六十八條、

旧第千六百六十九條、

旧第千六百七十條、

旧第千六百七十一條、

旧第千六百七十二條、

旧第千六百七十三條、

旧第千六百七十四條、

旧第千六百七十五條、

旧第千六百七十六條、

旧第千六百七十七條、

旧第千六百七十八條、

旧第千六百七十九條、

旧第千六百八十條、

旧第千六百八十一條、

旧第千六百八十二條、

旧第千六百八十三條、

旧第千六百八十四條、

旧第千六百八十五條、

旧第千六百八十六條、

旧第千六百八十七條、

旧第千六百八十八條、

旧第千六百八十九條、

旧第千六百九十條、

旧第千六百九十一條、

旧第千六百九十二條、

旧第千六百九十三條、

旧第千六百九十四條、

旧第千六百九十五條、

旧第千六百九十六條、

旧第千六百九十七條、

旧第千六百九十八條、

旧第千六百九十九條、

旧第千七百條、

旧第千七百一條、

旧第千七百二條、

旧第千七百三條、

旧第千七百四條、

旧第千七百五條、

旧第千七百六條、

旧第千七百七條、

旧第千七百八條、

旧第千七百九條、

旧第千七百十條、

旧第千七百十一條、

旧第千七百十二條、

旧第千七百十三條、

旧第千七百十四條、

旧第千七百十五條、

旧第千七百十六條、

旧第千七百十七條、

旧第千七百十八條、

旧第千七百十九條、

旧第千七百二十條、

旧第千七百二十一條、

旧第千七百二十二條、

旧第千七百二十三條、

旧第千七百二十四條、

旧第千七百二十五條、

旧第千七百二十六條、

旧第千七百二十七條、

旧第千七百二十八條、

旧第千七百二十九條、

旧第千七百三十條、

旧第千七百三十一條、

旧第千七百三十二條、

旧第千七百三十三條、

旧第千七百三十四條、

旧第千七百三十五條、

旧第千七百三十六條、

旧第千七百三十七條、

旧第千七百三十八條、

旧第千七百三十九條、

旧第千七百四十條、

旧第千七百四十一條、

旧第千七百四十二條、

旧第千七百四十三條、

旧第千七百四十四條、

旧第千七百四十五條、

旧第千七百四十六條、

旧第千七百四十七條、

旧第千七百四十八條、

旧第千七百四十九條、

旧第千七百五十條、

旧第千七百五十一條、

旧第千七百五十二條、

旧第千七百五十三條、

旧第千七百五十四條、

旧第千七百五十五條、

旧第千七百五十六條、

旧第千七百五十七條、

旧第千七百五十八條、

旧第千七百五十九條、

旧第千七百六十條、

旧第千七百六十一條、

旧第千七百六十二條、

旧第千七百六十三條、

旧第千七百六十四條、

旧第千七百六十五條、

旧第千七百六十六條、

旧第千七百六十七條、

旧第千七百六十八條、

旧第千七百六十九條、

旧第千七百七十條、

旧第千七百七十一條、

旧第千七百七十二條、

旧第千七百七十三條、

旧第千七百七十四條、

旧第千七百七十五條、

旧第千七百七十六條、

旧第千七百七十七條、

旧第千七百七十八條、

旧第千七百七十九條、

旧第千七百八十條、

旧第千七百八十一條、

旧第千七百八十二條、

旧第千七百八十三條、

旧第千七百八十四條、

旧第千七百八十五條、

旧第千七百八十六條、

旧第千七百八十七條、

旧第千七百八十八條、

旧第千七百八十九條、

旧第千七百九十條、

旧第千七百九十一條、

旧第千七百九十二條、

旧第千七百九十三條、

旧第千七百九十四條、

旧第千七百九十五條、

旧第千七百九十六條、

旧第千七百九十七條、

旧第千七百九十八條、

旧第千七百九十九條、

旧第千八百條、

旧第千八百一條、

旧第千八百二條、

旧第千八百三條、

旧第千八百四條、

旧第千八百五條、

旧第千八百六條、

旧第千八百七條、

旧第千八百八條、

旧第千八百九條、

旧第千八百十條、

旧第千八百十一條、

旧第千八百十二條、

旧第千八百十三條、

旧第千八百十四條、

旧第千八百十五條、

旧第千八百十六條、

旧第千八百十七條、

旧第千八百十八條、

旧第千八百十九條、

旧第千八百二十條、

旧第千八百二十一條、

旧第千八百二十二條、

旧第千八百二十三條、

旧第千八百二十四條、

旧第千八百二十五條、

旧第千八百二十六條、

旧第千八百二十七條、

旧第千八百二十八條、

旧第千八百二十九條、

旧第千八百三十條、

旧第千八百三十一條、

旧第千八百三十二條、

旧第千八百三十三條、

旧第千八百三十四條、

旧第千八百三十五條、

旧第千八百三十六條、

旧第千八百三十七條、

旧第千八百三十八條、

旧第千八百三十九條、

旧第千八百四十條、

旧第千八百四十一條、

旧第千八百四十二條、

旧第千八百四十三條、

旧第千八百四十四條、

旧第千八百四十五條、

旧第千八百四十六條、

旧第千八百四十七條、

旧第千八百四十八條、

旧第千八百四十九條、

旧第千八百五十條、

旧第千八百五十一條、

旧第千八百五十二條、

旧第千八百五十三條、

旧第千八百五十四條、

旧第千八百五十五條、

旧第千八百五十六條、

旧第千八百五十七條、

旧第千八百五十八條、

旧第千八百五十九條、

旧第千八百六十條、

旧第千八百六十一條、

旧第千八百六十二條、

旧第千八百六十三條、

旧第千八百六十四條、

旧第千八百六十五條、

旧第千八百六十六條、

旧第千八百六十七條、

旧第千八百六十八條、

旧第千八百六十九條、

旧第千八百七十條、

旧第千八百七十一條、

旧第千八百七十二條、

旧第千八百七十三條、

旧第千八百七十四條、

旧第千八百七十五條、

旧第千八百七十六條、

旧第千八百七十七條、

旧第千八百七十八條、

旧第千八百七十九條、

旧第千八百八十條、

旧第千八百八十一條、

旧第千八百八十二條、

旧第千八百八十三條、

旧第千八百八十四條、

旧第千八百八十五條、

旧第千八百八十六條、

旧第千八百八十七條、

旧第千八百八十八條、

旧第千八百八十九條、

旧第千八百九十條、

旧第千八百九十一條、

旧第千八百九十二條、

旧第千八百九十三條、

旧第千八百九十四條、

旧第千八百九十五條、

旧第千八百九十六條、

旧第千八百九十七條、

旧第千八百九十八條、

旧第千八百九十九條、

旧第千九百條、

旧第千九百一條、

旧第千九百二條、

旧第千九百三條、

旧第千九百四條、

旧第千九百五條、

旧第千九百六條、

旧第千九百七條、

旧第千九百八條、

旧第千九百九條、

旧第千九百十條、

旧第千九百十一條、

旧第千九百十二條、

旧第千九百十三條、

旧第千九百十四條、

旧第千九百十五條、

旧第千九百十六條、

旧第千九百十七條、

旧第千九百十八條、

旧第千九百十九條、

旧第千九百二十條、

旧第千九百二十一條、

旧第千九百二十二條、

旧第千九百二十三條、

旧第千九百二十四條、

旧第千九百二十五條、

旧第千九百二十六條、

旧第千九百二十七條、

旧第千九百二十八條、

旧第千九百二十九條、

旧第千九百三十條、

旧第千九百三十一條、

旧第千九百三十二條、

旧第千九百三十三條、

旧第千九百三十四條、

旧第千九百三十五條、

旧第千九百三十六條、

旧第千九百三十七條、

旧第千九百三十八條、

旧第千九百三十九條、

旧第千九百四十條、

旧第千九百四十一條、

旧第千九百四十二條、

旧第千九百四十三條、

旧第千九百四十四條、

旧第千九百四十五條、

旧第千九百四十六條、

旧第千九百四十七條、

旧第千九百四十八條、

旧第千九百四十九條、

旧第千九百五十條、

旧第千九百五十一條、

旧第千九百五十二條、

旧第千九百五十三條、

旧第千九百五十四條、

旧第千九百五十五條、

旧第千九百五十六條、

旧第千九百五十七條、

旧第千九百五十八條、

旧第千九百五十九條、

旧第千九百六十條、

旧第千九百六十一條、

旧第千九百六十二條、

旧第千九百六十三條、

旧第千九百六十四條、

旧第千九百六十五條、

旧第千九百六十六條、

旧第千九百六十七條、

旧第千九百六十八條、

旧第千九百六十九條、

旧第千九百七十條、

旧第千九百七十一條、

旧第千九百七十二條、

旧第千九百七十三條、

旧第千九百七十四條、

旧第千九百七十五條、

旧第千九百七十六條、

旧第千九百七十七條、

旧第千九百七十八條、

旧第千九百七十九條、

旧第千九百八十條、

旧第千九百八十一條、

旧第千九百八十二條、

旧第千九百八十三條、

旧第千九百八十四條、

旧第千九百八十五條、

旧第千九百八十六條、

旧第千九百八十七條、

旧第千九百八十八條、

旧第千九百八十九條、

旧第千九百九十條、

旧第千九百九十一條、

旧第千九百九十二條、

旧第千九百九十三條、

旧第千九百九十四條、

旧第千九百九十五條、

旧第千九百九十六條、

旧第千九百九十七條、

旧第千九百九十八條、

旧第千九百九十九條、

旧第二千條、

旧第二千一條、

旧第二千二條、

旧第二千三條、

旧第二千四條、

旧第二千五條、

旧第二千六條、

旧第二千七條、

旧第二千八條、

旧第二千九條、

旧第二千十條、

旧第二千十一條、

旧第二千十二條、

旧第二千十三條、

旧第二千十四條、

旧第二千十五條、

旧第二千十六條、

旧第二千十七條、

旧第二千十八條、

旧第二千十九條、

旧第二千二十條、

旧第二千二十一條、

旧第二千二十二條、

旧第二千二十三條、

旧第二千二十四條、

旧第二千二十五條、

旧第二千二十六條、

旧第二千二十七條、

旧第二千二十八條、

旧第二千二十九條、

旧第二千三十條、

旧第二千三十一條、

旧第二千三十二條、

旧第二千三十三條、

旧第二千三十四條、

旧第二千三十五條、

旧第二千三十六條、

旧第二千三十七條、

旧第二千三十八條、

旧第二千三十九條、

旧第二千四十條、

旧第二千四十一條、

旧第二千四十二條、

旧第二千四十三條、

旧第二千四十四條、

旧第二千四十五條、

旧第二千四十六條、

旧第二千四十七條、

旧第二千四十八條、

旧第二千四十九條、

旧第二千五十條、

旧第二千五十一條、

旧第

ヲ取リ且獨訴訟法第七百八條ニ基キ修正シタルモノナリ

○第六百四十九條ハ其場所ヲ得サルニ依リ旧第六百五十條ノ第二項ノ如キハ債務者ニ選定ノ權利ヲ與フヘキ必要ヲ見サル故ニ之ヲ削リ後條ニ此精神ノ手續ヲ設クヘシ又旧第六百五十一條ノ第二項ハ債務之ヲ削リタリ何トナレハ債務者ニ於テ撰定ヲ為スヘキ程ニ財産アレハ之ヲ自ラ賣却シテ其義務ヲ盡セハ強制執行ヲ受クルノ要ナケレハナリ

○第五百五十四條　第一項ハ原文ノ侭第二項中「債權者ハ云々然シ」ツエンスタイン」氏ノ意見アルノミナラス元

来疑点ノアル法文ヲ削リタリ第三項ハ原文ノ侭

○第五百五十五條　本條ハ數字ヲ改メタルニ過キス

○第五百五十六條　第一項ハ旧第六百五十八條ノ精神ヲ取リ修正シタリ第二項ハ茲ニ必要ト思考シ獨法ニ倣ヒ修正シテ加ヘタリ

○第五百五十七條　本条ハ前條第二項ヲ加ヘタル結果ニテ新々ニ之ヲ加ヘタリ

○第五百五十八條　本条ハ原文ノ侭ナレ旧案ハ其場所ヲ得サル故獨法ニ倣ヒ茲ニ加ヘタリ

○第五百五十九條　本条モ旧案其場所ヲ得サル故ニ加ヘ且語路ヲ改メテ本文ノ如ク修正

ヒタリ

旧第六百五十三條ノ如キ手続ヲ以テ郡區長
等ニ金銭ヲ預クルトハ将来施行シリタキノ
ミナラス執達吏ノ細則ニ属スルヲ以テ之ヲ
削除ス

旧第六百五十四條ヲ前同断

旧第六百五十五條ハ第五百五十六條ノ第二
項ニテ充分ト思考シ全ク之ヲ削除ス

旧第六百五十六條ヨリ旧第六百五十八條ニ
至ル手続ハ細則ニ属スルヲ以テ之ヲ削除ス
ル差押ハ第五百五十七條ノ規定ニテ足リトス

○第五百六十條　第二ヤさてハ原文ノ如ク第三号

ヨリ第七号マテヲ本文ノ如ク修正シタルハ
是等ノモノハ総テ差押ノヘカラサルモノト
思考スレハナリ而シテ順序ヲ改メタルハ第
三号ヨリ第八号モノナル故独法ニ倣ヒ纏メタリ第九号
第十号ハ法意ヲ明カニシタルニ過キス第十
一号第十二号ハ原文ノ侭旧第六旧第八旧第
九号及ヒ旧第十結果ニテ之ヲ削リタリむ第十一号ニ特別ノ
法文云々ノ如キハ茲ニ法文ヲ設ケサルモ特
別法ノ明文ニテ足レリトス新タニ来項ヲ加
ヘタルハ心要ノ手続ト思考スレハナリ

旧第六百六十一條ハ帆

遠束ノ細則ニ属スヘク且「シエルツエンスタイン」氏モ同様ノ意見ナルヲ以テ之ヲ削除ス

○第五百六十一條　原文ノ儘

旧第六百六十六條ハ第五百四十六条ノ規定ナラス実際動産ノ差押ニ付テハ本条ノ如キ猶豫ナカルヘシト思考スル故之ヲ削除ス

旧第六百六十七條ハ第五百三十一條ノ規定ヲ準用シテ可然且細則ニ属スヘキ故之ヲ削除ス

○第五百六十二條　原文「然レトモ」以下ハ少シク疑ハシキ手続ナル故之ヲ削リタリ

○第五百六十三條　原文ノ儘

○第五百六十四條　新タニ本条ヲ加ヘメルハ頗ル必要ノ手続ト思考スレハナリ

民事訴訟法草按

△第一條　又ハ生ハル財産ニ関スル訴訟ニ付テハ本案ノ判決ヲ為ス裁判所ノ外仮ニ差押ヲ為シ又ハ係争物ノ保管ヲ命シ其他仮ニ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

△第二條　前條ノ仮ノ処分ハ本案ノ判決ヲ為ス裁判所ノ外本案ノ判決ヲ為スニ付キ管轄権ヲ有スル裁判所ニ之ヲ請求スルコトヲ得

施行

△第

第三　其他ノ諸件ニ關シ上告ノ委任ヲ判事ニ爲シタル場合ニ於テハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第二　前項ノ委任ヲ爲シタル場合ニ於テハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第一　一件ノ攻撃防禦ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

△第

第三　其他ノ諸件ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第二　前項ノ委任ヲ爲シタル場合ニ於テハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第一　一件ノ攻撃防禦ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

△第三　其他ノ諸件ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第二　前項ノ委任ヲ爲シタル場合ニ於テハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第一　一件ノ攻撃防禦ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

△第三　其他ノ諸件ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第二　前項ノ委任ヲ爲シタル場合ニ於テハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第一　一件ノ攻撃防禦ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

△第三　其他ノ諸件ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第二　前項ノ委任ヲ爲シタル場合ニ於テハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第一　一件ノ攻撃防禦ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

△第三　其他ノ諸件ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第二　前項ノ委任ヲ爲シタル場合ニ於テハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

第一　一件ノ攻撃防禦ニ關シ上告人ノ代理人タル判事ハ調書ヲ以テ左ノ裁判長ニ差支アルトキハ第一回ノ口頭辯論ノ期日ニモ亦出頭セサルヘカラス

△第五條　其事實上送達シタル訴訟ニ付テ主張ノ準備手續ハ受訴裁判所ノ定メタル期日ニ於テ原告被告ニ通知シ且調書ニ掲ケタル相手方ノ自認シタル者ハ完結シタル準備手續ニ於ケル陳述ノ變更ヲ爲スコトヲ得ス

△第六條　原告ノ結果ニ付キ被告ノ演述ハ口頭辯論ニ於テ之ヲ爲スヲ要ス

△第七條　前條ニ於テ陳述ヲ爲スヘキ口頭辯論ニ於テ攻擊防禦ノ方法ヲ提出スルコトヲ得ス

△第八條　原告ハ被告ノ請求ヲ拒ムニ必要ナル一切ノ攻擊防禦ノ方法ヲ準備スヘキ口頭辯論ニ於テ之ヲ爲スヲ要ス

△第九條　被告ハ原告ノ主張スル事實ニ付キ口頭辯論ニ於テ陳述ヲ爲スヘキ期日ニ至リ始メテ之ヲ爭フコトヲ得ス

△第十條　被告ハ原告ノ主張スル事實ニ付キ口頭辯論ニ於テ陳述ヲ爲スヘキ期日ニ至リ始メテ之ヲ爭フコトヲ得ス

△第十一條　被告ハ原告ノ主張スル事實ニ付キ口頭辯論ニ於テ陳述ヲ爲スヘキ期日ニ至リ始メテ之ヲ爭フコトヲ得ス

△第十二條　被告ハ原告ノ主張スル事實ニ付キ口頭辯論ニ於テ陳述ヲ爲スヘキ期日ニ至リ始メテ之ヲ爭フコトヲ得ス

△第十三條　被告ハ原告ノ主張スル事實ニ付キ口頭辯論ニ於テ陳述ヲ爲スヘキ期日ニ至リ始メテ之ヲ爭フコトヲ得ス

△第十四條　被告ハ原告ノ主張スル事實ニ付キ口頭辯論ニ於テ陳述ヲ爲スヘキ期日ニ至リ始メテ之ヲ爭フコトヲ得ス

△第十五條　被告ハ原告ノ主張スル事實ニ付キ口頭辯論ニ於テ陳述ヲ爲スヘキ期日ニ至リ始メテ之ヲ爭フコトヲ得ス

△第十六條　被告ハ原告ノ主張スル事實ニ付キ口頭辯論ニ於テ陳述ヲ爲スヘキ期日ニ至リ始メテ之ヲ爭フコトヲ得ス

△第十七條　被告ハ原告ノ主張スル事實ニ付キ口頭辯論ニ於テ陳述ヲ爲スヘキ期日ニ至リ始メテ之ヲ爭フコトヲ得ス

第五百六十五條　差押ノ日ト競賣ノ日トノ間ニ八少ナクモ七日ノ時間ヲ存セサル可カラス但當事者カ競賣ヲ速ニ早クヲ為サンコトヲ合意シタルトキ又ハ差押物ヲ水ク貯藏スルニ付テノ不相應ノ費用若クハ其物ノ價額著シク減少スルノ危害ヲ避ケン為メ競賣ヲ速ニ早ク為スコトヲ必要ナルトキハ此限ニ在ラス

（旧第六百七十一條第一項）

第五百六十六條　競賣ハ差押ノ効力ヲ有リタル市町村ニ於テ之ヲ為ス但債權者及ヒ債務者カ他ノ地ニ於テセンコトヲ合意シタルトキハ此限ニ在ラス

（旧第六百七十二條第一項ノ下）

競賣ノ日時及ヒ場所ハ之ヲ公告ス但其公告ニハ競賣ノ日ヲ表示スル可キ物ヲ表示スル可シ

第五百六十七條　最高價競買ノ為メノ競落ハ其價額ヲ三回呼上ケタル後之ヲ為ス競落シタル物ノ引渡ハ代金拂濟ニ對シテノミ之ヲ為ス

最高價競買人競賣條件ニ定メタル期日ニ其定メナキ時ハ競賣期日ノ終ル前代金ノ支拂ヲ為シ物ノ引渡ヲ求メサルトキハ更ニ其物ヲ競賣ス可シ此場合ニ於テハ前ノ最高價競買人ハ競落ヲ得ス且再度ノ競落代價ヨリ低キトキハ不足ヲ代價カ最初ノ競落ハ不足ヲ擔任シ其高キトキハ剩餘ヲ請求スルコトヲ得ス

第五百六十八條　競賣ハ競賣得金ヨリ執行費用ヲ控除シタル殘額ヲ以テ債權者ニ交付スル方法ニ依リテ之ヲ實行ス

前項ノ場合ニ於テ債權者カ數人アルトキハ其順位ニ從ヒテ之ニ交付ス

第五百六十九條　債務者ハ債權者ニ對シ其債務ノ辨濟ヲ為ス迄ハ動産ノ引渡ヲ拒ムコトヲ得

前項ノ規定ハ動産ノ保存ニ必要ナル費用ニ付テハ之ヲ適用セス

第五百七十條　金錢ニ非サル物ノ引渡ヲ目的トスル債權ニ付テハ執行官ハ債務者又ハ其支拂ヲ為ス可キ第三者ニ對シ其物ヲ引渡スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ債務者又ハ第三者カ其物ヲ引渡ササルトキハ執行官ハ之ヲ取上ケ債權者ニ引渡スコトヲ得

第五百七十一條　金錢ニ非サル物ノ引渡ヲ目的トスル債權ニ付テハ執行官ハ其物ノ相場ヲ以テ其價額ヲ定ム

前項ノ相場ハ競賣ニ依リテ之ヲ定ム

第五百七十二條　執行官ハ金銀物品ノ賣却ニ付テハ其金銀物品ノ相場ヲ有スル者ニ賣却ス

前項ノ場合ニ於テ執行官ハ其金銀物品ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得サルトキハ其金銀物品ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得

第五百七十三條　執行官ハ金錢ニ非サル物ノ引渡ヲ目的トスル債權ニ付テハ執行官ハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ執行官ハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得サルトキハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得

第五百七十四條　執行官ハ金錢ニ非サル物ノ引渡ヲ目的トスル債權ニ付テハ執行官ハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ執行官ハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得サルトキハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得

第五百七十五條　執行官ハ金錢ニ非サル物ノ引渡ヲ目的トスル債權ニ付テハ執行官ハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ執行官ハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得サルトキハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得

第五百七十六條　執行官ハ金錢ニ非サル物ノ引渡ヲ目的トスル債權ニ付テハ執行官ハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ執行官ハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得サルトキハ其物ノ相場ヲ有スル者ニ賣却スルコトヲ得

第五百七十二條　一般ノ規定ニ從ヒ競賣スヘキ有價證券記名ノ者モノハ執行裁判所カ買主ノ氏名ニ書換ヲ為サシムル為必要ナル陳述ヲ債務者ニ為サシメ又ハ裁判所ヨリ之ヲ為スヘキ旨ヲ命シ其ノ陳述ヲ得タル後ニ非サレハ代金ノ支拂ヲ為スコトヲ得ス

民事訴訟法草案第三十九号修正ノ理由

計算事件云々準備手續ノ一節ハ第二編第二章第四節トシテ關席判決ノ次ニ差加フヘキ筈ニ已ニ御議定相成リタル上ハ再調査ノ都合モ有之ニ付今回御會議ヲ乞フ

○第一條ヨリ○第七條マテハ總テ獨法ニ依リ除第一項中「受命判事ハ面前ニ出頭云々」ヲ削リメルモノニシテ他ニ理由ナシ尤獨第三百十九メルハ之ヲ必要トセサルカ故ナリ

○第五百六十五條　原文ノ第一項第二項第四項ハ餘リ干渉ニ過クルヲ以テ之ヲ削リ第三項ヲ原文ノ儘一條ト為ス

○第五百六十六條　原文第一項中「又ハ裁判所ヨ

リ、其地ヲ指定シ」ノ十三字ハ必要ヲ見ス第二項ハ細則ニ属スルヲ以テ之ヲ削リタリ而シテ旧第六百七十一條及ヒ第六百七十二條ハ旧第六百七十四條ニ倣ヒ本条ニ一項ヲ新設シタリ餘リ重ニ過クル故是等ノ條項ヲ削除シ独法ニ倣ヒ本条ニ一項ヲ新設シタリ

○第五百六十六條 旧第六百七十五條ハ細則ニ属スルヲ以テ之ヲ削除ス

旧第六百七十六條ハ訴訟法ニ属スヘキモノトモ思ハレス且民法草案第千百七十六条ニ本条ト均シキ規定アル故之ヲ削除ス

原文ノ前文ヲ削リ第一号中「然レトモ」以下ヲ削リ第三号中「ニ對シ競落ヲ」ノ二字ヲ削リ且第一第二第三ノ号ヲ削リ本文ノ如ク修正シタルハ冗長ナル文字ヲ省キ語路ヲ調ヒタルニ過キス第四号ハ場所ヲ得サルニ依リ修正シテ後條ニ加フ

旧第六百七十八條及ヒ旧第六百七十九條ハ細則ニ属スルヲ以テ之ヲ削除ス

○第五百六十八條 旧第六百八十二條ニ至ル條項ヲ新タニ加ヘタルハ前數條ヲ修正シタル結果ニテ独法ニ倣ヒ之ヲ加ヘサルヲ得サルカ故ナリ

民事訴訟法草案議案第四十号

第五百七十三條　無記名ノ證券ニ依リ流通シ又ハ其他ノ方法ニ依リ執行裁判所ニ於テ其流通ヲ止メ記名ノ書換ヘ又ハ其他ノ方法ヲ執ルモノナルヤ否ヤヲ調査スルヲ必要トスルトキハ其流通ニ關與スル陳述ヲ爲サシメ及ヒ之カ爲メ執行裁判所ニ於テ適當ト認ムル期間ヲ定メ其期間内ニ陳述ヲ爲サヽルトキハ其權利ヲ抛棄シタルモノト看做スコトヲ得

第五百七十四條　土地ヨリ離レサル前ニ差押ヘタル果實ノ競賣ハ其成熟シタル後始メテ之ヲ爲スコトヲ許ス但執達吏ハ競賣ノ爲メ其收獲ヲ爲サヽルトキハ其權利アリ

第五百七十五條　債權者又ハ債務者ノ申立ニ因リ執行裁判所ハ差押タル物ノ賣却ヲ前數

第

第五百七十六條　既に差押へた物に付き、更に差押、仮差押又は仮処分の執行があつたときは、執行裁判所は、職権で、その事件を、先にした執行をした裁判所又は執行官に移送しなければならない。

2　前項の規定は、既に差押、仮差押又は仮処分の執行をした裁判所又は執行官が、その執行を取り消した場合に、これに対して他の執行をした裁判所又は執行官について準用する。

第五百七十七條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百七十八條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百七十九條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百八十條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百八十一條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百八十二條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百八十三條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百八十四條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百八十五條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百八十六條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百八十七條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百八十八條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百八十九條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百九十條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百九十一條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百九十二條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百九十三條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百九十四條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百九十五條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百九十六條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百九十七條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百九十八條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第五百九十九條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百一條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百七條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百八條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百九條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百十條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百十一條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百十二條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百十三條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百十四條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百十五條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百十六條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百十七條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百十八條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百十九條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二十條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二十一條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二十二條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二十三條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二十四條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二十五條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二十六條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二十七條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二十八條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百二十九條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三十條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三十一條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三十二條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三十三條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三十四條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三十五條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三十六條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三十七條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三十八條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百三十九條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四十條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四十一條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四十二條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四十三條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四十四條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四十五條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四十六條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四十七條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四十八條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百四十九條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五十條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五十一條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五十二條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五十三條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五十四條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五十五條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五十六條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五十七條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五十八條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百五十九條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六十條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六十一條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六十二條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六十三條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六十四條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六十五條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六十六條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六十七條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六十八條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百六十九條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百七十條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百七十一條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百七十二條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百七十三條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百七十四條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する債権について、他の執行をした裁判所又は執行官は、その第三者に対し、債務者に通知をしてはならない。

2　前項の場合において、他の執行をした裁判所又は執行官は、第三者から債務者に通知をすべきことを命じた裁判所又は執行官に対し、その旨を通知しなければならない。

第六百七十五條　第三者が差押、仮差押又は仮処分の執行をした場合において、その第三者が債務者に対して有する

第三款　債権及ヒ他ノ財産権ニ対スル強制執行

第五百七十八條　第三者（第三債務者）ニ対スル債務者ノ債権ニシテ金額ノ支拂又ハ他ノ有体動産若クハ有価證券ノ引渡若クハ給付ヲ以テ目的トスルモノニ付テハ債権者ハ債務者ノ差押命令ヲ以テ之ヲ為ス

第五百七十九條　執行裁判所ハ普通裁判籍ヲ有スル地ノ区裁判所又ハ第十七條ノ規定ニ従ヒ如キ裁判所ナキトキハ債務者ニ対スル訴ヲ管轄スル区裁判所管轄ス

第五百八十條　債権者ハ差押命令ノ申請ニ於テ差押ヲ可キ債権ノ種類、数額及ヒ支拂期限ヲ明白ニ表示スルコトヲ要ス

其申請ハ裁判所書記ニ口述シ其調書ヲ作ラシメテモ之ヲ為スコトヲ得

第五百八十一條　差押命令ハ豫メ第三債務者及ヒ債務者ヲ経スシテ之ヲ發ス

第五百八十二條　金銭ノ債権ニ付テノ差押ヲ可キ旨ノ命令ヲ受ケタル債権者ハ其取立ヲ為スコトヲ得

第五百八十三條　裁判所ハ第三債務者ニ対シテハ債権ノ處分ヲ禁スルノ命令ヲ為スコトヲ得

第五百八十四條　差押命令ハ債務者ニ対シテハ其送達ノ後、第三債務者ニ対シテハ其送達ノ後ニ非サレハ之ヲ發スルコトヲ得ス

第五百八十五條　差押命令ハ債務者及ヒ第三債務者ニ送達スルニ非サレハ其効力ヲ生セス

タルヿヲ通知ス可シ差押ハ第三債務者ニ對
スル送達ヲ以テ為シタルモノト看做ス

第五百八十三條　抵当債権ノ差押ノ場合ニ於
テハ債権者ハ債務者ノ承諾ヲ要セスシテ其
債権ニ関スル質権ヲ記入簿ニ記入セシムル
ノ権利アリ
記入ノ申請ハ裁判所ニ之ヲ為ス可シ其申請
ハ差押命令ノ申請ト之ヲ併合スルヿヲ得
裁判所ハ負擔アル不動産ノ所有者第三債務
者ニ差押命令書ヲ送達シタル後記入ノ手續
ヲ為ス可シ

第五百八十四條　為替證券其他裏書ヲ以テ移
轉スルヿヲ得ル證券ニ依レル債権ノ差押ハ
執達吏其證券ヲ占有シテ之ヲ為ス

第五百八十五條　俸給ノ債権又ハ之ニ類スル
經續收入ノ債権ノ差押ニ依リ得取スル質権
ハ差押後支拂期限ノ到来スル金額ニモ亦及
フモノトス

第五百八十六條　職務上收入ノ差押ハ債務者
轉官又ハ兼任又ハ増俸ニ依リ得ル收入ニモ
亦及フモノトス

第五百八十七條　差押ヘタル金銭ノ債権ハ債権
者ノ撰定ニ従ヒ取立ノ為メ又ハ支拂ニ代ヘ
券面額ニテ之ヲ債権者ニ轉付ス
支拂ニ代ヘ券面額ニテ移付シタル場合ニ於
テ債権ハ其債権ノ存スル限リ債務者ニ對ス

七月廿日議了

ス。第。可。ル。
五。キ。債。
百。効。権。
八。力。ニ。
十。ヲ。付。
二。以。キ。
條。テ。辨。償。ヲ。受。ケ。タ。ル。モ。ノ。ト。看。做。ス。
第。債。権。者。ニ。轉。付。ス。
三。項。ノ。規。定。ハ。亦。之。ヲ。準。用。

民事訴訟法草案議案第四十号修正ノ理由

第五百七十三條　無記名ノ證券ニシテ記名ニ書換ヘ又ハ其他ノ方法ニ依リ流通ヲ止メラレタルモノヲ差押ヘタル仍ホ其流通回復ヲ為サレメ及ヒ之レカ為メ必要ナル陳述ヲ為サヽルヘカラス然ルニ此場合ニ於テ右ノ處分ヲ為スハ誰人カ田辜中之ヲ定メタル法文ナレ抑是等ノ事タル債務者ノ義務ナリト雖モ強制執行ハ本人ノ意ニ反シテ之ヲ為スモノナルニ依リ多クハ債務者ニ於テ右ノ手續ヲ為サヽル可シ若シ強テ債務者ヨレテ為サシメントセハ本人ノ身体ニ暴行ヲ加フルノ外ナカル可シ一面モ是固ヨリ法

理ノ許サヽル所ナリ是ヲ以テ獨乙訴訟法第
七百二十四條ニ此規定ノ設ケアル所以ニシ
テ實ニ適當ノ法條ト思考ス故ニ此訴訟法ニ
於テモ新ニ本條ヲ設ケテ以テ右ニ云フ場合
ノ疑問ヲ避ケタルナリ

第
五百七十五條 本條ノ意味ハ旧第六百六十
八條後半項及ヒ第六百六十九條二項ニ定メ
アリタレ氏其体裁ヲ得サルニ依リ更ニ本條
ヲ以テ一條ト為シ獨乙訴訟法ノ編纂順序ニ
倣ヒタルナリ

第
五百七十六條 有体動産ノ差押ハ執達吏其
物ヲ占有シテ之ヲ差押ヘタル物ヲ差押ヘントスルニハ其物

ハ既ニ執達吏ノ手ニ占有シタルヲ以テ更ニ
之ヲ占有スルノ道ナク又他ノ執達吏ノ手ニ
差押ヘタルモアルヘキ可シ此場合ニ於テハ後ノ
差押人ハ如何ニシテ差押ノ効力ヲ有スル可キカ
旧案中此定メナキヲ以テ獨乙訴訟法第七百
二十七條ニ倣ヒ新ニ本條ヲ設ケテ以テ完全
ナラシメタルナリ

第
五百七十七條 前條ニ於テ既ニ差押ヘタル
物ヲ差押フル方法ヲ設ケタルニ依リ第一ノ
差押ヲ為シタル執達吏ト第二ノ差押ヲ為シ
タル執達吏トハ其ニ債権者ノ委任ヲ行フ
可キカ又其賣得金ヲ以テ第一ノ差押ヲ為シ
タル債権者ト第二ノ差押ヲ為シタル債権者

トニ辨償スルニ足ラサル場合ニ於テ差押ノ順序ニ依ラサル分配ヲ求ムルトキ執達吏ハ如何ニ之ヲ為ス可キ乎ノ疑問ヲ生スルハ當然ノ結果ナリ故ニ又獨乙訴訟法第七百二十八條ニ做ヒ本條ヲ設ケタルナリ

第五百七十八條　旧案ニハ裁判上ノ差押命令云々トアレトモ文意明瞭ナラサルヲ以テ執行裁判所ト修正ス

第五百七十九條　前條ノ修正ヲ以テ第三者ニ對スル債務者ノ債權ニシテ金額ノ支拂又ハ他ノ有体動産若クハ有價證券ノ引渡若クハ給付ヲ目的トスル強制執行ハ執行裁判所ノ差押命令ヲ以テ之ヲ為スト改メタルニ依リ

本條ニ於テハイツレノ裁判所ヲ執行裁判所ト為スカヲ明示スルヲ以テ足レリトス然ルニ旧案ニハ差押命令ヲ發スル為メ云々ノ文ヲ掲ケタルニ依リ之ヲ修正シテ執行裁判所トシテハ云々トシ法文ヲ明ラカニシタルナリ

第五百八十條　第一項ノ修正ハ文意ヲ明ラカナラシメタルモノナリ

第二項ノ修正ハ前例ニ依ル

第五百八十一條　旧案ニハ第六百九十五條ニ於テ差押命令ニハ左ノ諸件ヲ包含スト為シ第一ヨリ第六迄ヲ掲ケタリト雖モ獨乙訴訟法ニ於テハ第三者ニ對スル債權ノ差押ニ付テハ金錢ノ債權ト為替手形其他ノ債權トハ

各其手續ヲ異ニシ從テ其差押ノ効果ニモ亦
差違アリ而ヲ該各種ノ債權中其手續ヲ異ニ
ス可キハ其性質上當然ナル所以ニシテ之ヲ同一
ノ手續ニ定ムルハ甚ヲ得ス故ニ本條ノ如
ク修正ス

第五百八十三條　第二項ノ申立ヲ申請ト修正
シタルハ前例ニ依ル

第三項ヲ修正シタル理由ハ執達吏ヲシテ記入
ノ手續ヲ爲サシムルノ要アラン
キサルカ故ナリ之ヲ詳言スレハ登記簿ノ記
入ハ裁判所ノ管掌ニ係ルヲ以テ若シ其登記
簿カ執行裁判所ニアルキハ直ニ之ヲ記入ス
可リ又他ノ裁判所ニアルキハ其記入ノ嘱託
直接ニ嘱託シテ可キナリ豈執達吏ニ嘱託書ヲ
交付シ之レカ記入ヲ爲サシムルノ要アラン
ヤ故ニ記入ノ手續ヲ爲スヘキ旨ヲ修正シ登記
簿カ他ノ裁判所ニアルキハ其裁判所ニ嘱託
ス可キノ意ヲモ包含セシメタルナリ

第五百八十四條　本條ハ「レエルソェンスタイン」氏
ノ意見ヲ參酌シテ修正シタリ

第五百八十五條　旧案ニ拠テ
第五百八十六條　第五百八十五條第四項ヲ以テ官吏ノ俸給其
八第七百七條第四項ニ付テハ差押フヘカラサルモノト
他ノ收入ニ付テハ之レニ反シ其第七百四十
定メタリ独リ法ハ之レニ反シ其第七百四十
九條ヲ以テ差押フヘカラサル高ニ制限ヲ
設ケ其制限ヲ超過シタル部ハ差押フルヲ得

ルヿニ定メタルハ至當ノヿト思考スルニ依リ本條ヲ設ケ尚旧第五百八十七條本條ハ債權者ニ便利ヲ與ヘタル法條ニシテ旧第七百七條ヲモ修正セリ

第

訴訟法ニ倣ヒ新條ヲ設ケタルナリ

案ニ此定メナキ故ニ獨乙

民事訴訟法草案 議案第四十一号

第五百八十八條　債務者ノ債權ヲ債權者ニ轉付シタルトキハ差押命令書中ニ掲ケタル其ノ債務者カ債權者ニ債權ヲ民法ノ規定ニ從ヒ轉付スル爲メ爲シタル陳述ニ拘シキモノトス

第五百八十九條　債務者ハ債權ニ關スル所持ノ證書ヲ債權者ニ引渡スノ義務アリ債權者ハ差押命令ニ基キ強制執行ノ方法ヲ以テ其證書ヲ債務者ヨリ取上ケシムルコトヲ得

第五百九十條　第四百九十六條第二項ニ從ヒ債務者ニ保證ヲ立テシメ又ハ寄託ヲ爲サシメテ執行ノ許シタルトキハ差押タル金錢債權

ノ轉付ハ取立ノ為メノミニノミ之ヲ為スモノト
ス但此場合ニ於テハ第三債務者ハ負債額ヲ寄
託スルヲ得

第五百九十一條　債權者カ差押命令中ニ包含
セル轉付ニ基キ第三債務者ニ對シ訴ヲ起ス
ニ至リタルトキハ一般ノ例規ニ從ヒ管轄ヲ有
スル裁判所ニ其訴ヲ起シ且債務者（内國ニ在ラサル）ノ住所
レタルトキハ其內國ニ在ルトキハ其爭訟ヲ之
ヲ告知スルヲ可シ

第五百九十二條　債權者カ債權ヲ行用スルニ
ヲ怠リ又ハ訴ヲ以テ其債權額ヲ取立ツルニ
ヲ怠リタルトキハ此カ為メ債務者ニ生シタル
損害ノ責ニ任ス

第五百九十三條　債權者ハ差押及ヒ轉付ニ因
リ取立ノ為メ得ヘキ金額ノ限度ニ於テ其債
ヲ得但此カ為メ其請求權ヲ害セラルヽコトナ
シ

其拋棄ハ裁判所ニ届書ヲ差出スヲ以テ之ヲ
為ス但其副本ハ第三債務者及ヒ債務者ニ之
ヲ送達スルヲ可シ

第五百九十四條　差押タル債權ニ付キ其取立
ノ報償辨濟ニ關シ若クハ裁判所カ第三債務
者ノ申立ニ因リ轉付ニ代ヘ他ノ換價方法ヲ命
シタルトキハ其期限ニ付キ又ハ其他ノ理由ニ
依リ困難ナルトキハ裁判所ハ其申立ニ因リ
相手方ノ國ニ在ル債務者ノ住所ノ知レタル
ヘキハ其申立ヲ許スヘキヤ否ヤヲ決定スル
前ニ之ヲ審訊スルヲ可シ

第五百九十五條 有體物ノ引渡又ハ給付ニ關スル請求ニ付テノ強制執行ハ後ノ規定ヲ斟酌シテ第五百八十二條乃至第五百九十四條ノ成規ニ從ヒ之ヲ為ス

第五百九十六條 有體動産ニ關スル請求ノ差押ニ付テハ其物ヲ債權者ノ委任シタル執達吏ニ引渡ス可キヿヲ命ス可シ

其物ノ換價ニ付テハ差押タル物ノ換價ニ關スル成規ヲ適用ス

第五百九十七條 不動産ニ關スル請求ノ差押ニ付テハ其物ヲ債權者ノ申立ニ因リ不動産所在地ノ區裁判所ヨリ命シタル保管人ニ引渡ス可キヿヲ命ス可シ

引渡シタル物ニ付テノ強制執行ハ不動産ニ關スル強制執行ニ付テノ成規ニ從ヒ之ヲ為ス

第五百九十八條 第五百九十二條ニ掲ケタル請求ノ轉付ハ支拂ニ代ヘテ之ヲ為スヿヲ許サス

第五百九十九條 左ニ掲ケタル債權ハ之ヲ差押フルヿヲ得ス

第一 民法ニ依レル養料

第二 債務者カ義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈恵ニ因リ受クル繼續ノ收入但其收入ハ債務者自身及ヒ其家族ノ生計ノ為メ必要ナルモノニ限ル

第三　疾病、罹災又ハ死亡ノ為メノ貯金預所ヨリ受取ルヲ可キ金額

第四　下士官（兵卒）ノ給料並ニ恩給及ヒ其遺族ノ扶助料

第五　兼組員ニ属スル軍隊又ハ軍人軍属ノ職務上収入スル恩給及ヒ其遺族ノ扶助料

第六　教師ノ職務上収入スル恩給及ヒ其遺族ノ扶助料

第一ノ七　職工又ハ雇人ノ其労力又ハ役務ノ為メ受ケル報酬ニシテ収入ノ一箇年間ニ於テ三百圓ヲ超ユルモノ

第一ノ八　其超過額ノ三分ノ一ヲ差押フルヲ得

第一ノ九　前項ノ場合ニ於テハ訴ノ提起後ノ時間及ヒ訴ノ提起前最後ノ三ケ月間ノ養料ニシテ債務者ノ妻及ヒ嫡出ノ子ニ関スルモノ為メニ差押ヲ為スハ前項金額ニ拘ハラス差押ヲ許スコト

第六百條　債権ヲ既ニ差押ヘタリト雖モ他ノ債権者ノ為メ其債権ヲ差押フルノ妨ケト為ラス

第二以後ノ差押及ヒ其後ノ手續並ニ数名ノ債権者ノ為メ同時ニ為スヘキ可キ差押ニ付テハ前数條ノ規定ヲ準用ス但下ノ数條ニ於テ

異ナリタル規定ヲ掲ケタル時ハ此限ニ在ラス

第六百一條　金錢ノ債權カ數名ノ債權者ノ爲メ差押ヘラレタル時ハ第三債務者ハ最初ニ差押命令ノ送達ヲ受ケタル區裁判所ニ債務額ヲ預ケ

第三債務者ハ其執行ニ參加シ或ル債權者ノ爲メ差押命令書ヲ差出シタル裁判所ニ寄託スルノ義務アリ

第三債務者ハ債務額ノ寄託ヲ爲スニ際シ其現狀ヲ裁判所ニ届出テ且其送達セラレタル差押命令書ヲ差出スヘシ

第六百二條　有體動產又ハ有價證券ノ引渡ハ給付ニ關スル債權カ數名ノ債權者ノ爲メ差押ヘラレタル時ニ於テハ第三債務者ハ最初ニ差押ノ送達吏ニ其物又ハ有價證券ヲ引渡ス

ノ義務アリ

第三債務者ハ其有體動產又ハ有價證券ノ引渡ニ付キ其執行ニ參加シタル或ル債權者ノ爲メ引渡ノ權利アリタル時ハ其送達吏ニ其物又ハ有價證券ヲ引渡スノ義務アリ

第三債務者ハ有體動產又ハ有價證券ノ引渡ヲ爲スニ際シ其現狀ヲ裁判所ニ届出テ且其送達吏ニ其物又ハ有價證券ヲ引渡スヘシ

第六百三條　第三債務者ハ第五百七十七條第二項第三項ノ規定ニ從ヒ執行裁判所ニ供託スルノ義務アリ

第三債務者ハ其債務ノ全部ヲ供託スルニ非サレハ差押ノ效力ヲ免ルルコトヲ得ス

第六百四條　第三債務者カ差押ノ效力ヲ免ルルニ足ルヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ差押ノ效力ハ其供託金ニ移ル

第三債務者カ差押ノ效力ヲ免ルルニ足ルヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ差押ノ效力ハ其供託金ニ移ル

第六百五條　第三債務者カ差押ノ效力ヲ免ルルニ足ルヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ差押ノ效力ハ其供託金ニ移ル

第六百六條　第三債務者カ差押ノ效力ヲ免ルルニ足ルヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ差押ノ效力ハ其供託金ニ移ル

第六百七條　第三債務者カ差押ノ效力ヲ免ルルニ足ルヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ差押ノ效力ハ其供託金ニ移ル

第六百八條　第三債務者カ差押ノ效力ヲ免ルルニ足ルヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ差押ノ效力ハ其供託金ニ移ル

第六百九條　第三債務者カ差押ノ效力ヲ免ルルニ足ルヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ差押ノ效力ハ其供託金ニ移ル

第六百十條　第三債務者カ差押ノ效力ヲ免ルルニ足ルヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ差押ノ效力ハ其供託金ニ移ル

第六百三條　請求カ不動産ニ關スル場合ハ第三債務者ハ其不動産所在地ノ區裁判所ヨリ命シタル保管人又ハ第三債務者ノ申立ニ因リ之ニ現狀ノ届出ヲ爲シ且遲延ナク引渡ス義務アリ

第六百四條　第三債務者カ前三條ノ場合ニ於テ其負フタル義務ヲ履行セサルトキハ請求ニ關スル各債權者ハ共同訟人トシテ訴ヲ以テ之ヲ履行セシムルノ權利アリ

訴ヘラレタル第三債務者ハ訴ヲ起サス且共同訟人トシテ原告ニ加ハラサル債權者ニ對シ辯論ノ第一期日ニ原告ニ指名セラルヘキ旨ヲ要求スルコトヲ得

第六百五條　第三債務者ハ訴ヲ起サス且共同訟人トシテ訴訟ノ續ニ立會ハサルトキハ總債權者ノ爲メ及ヒ總債權者ニ對シ効力アリ然レトモ第三債務者カ執行ノ參加ヲ爲シタル債權者ヲ指名スルノ義務ヲ怠リタル時ハ他ノ執行ノ參加ヲ爲シタル債權者ニ對シテ得タル利益アル裁判ヲ以テ右ノ債權者ニ對抗スルコトヲ得

第六百六條　第三債務者ハ財産權ノ差押ニ付テハ其財産權カ不動産

ニ對スル強制執行ノ目的物タラサル時ニ限リ此款ノ規定ヲ準用ス

若シ第三債務者ノ有ラサル時ハ差押ハ債務者ニ處分權行用ノ禁止書ヲ送達シタル時ヨリ效ヲ為ス

裁判所ハ差押ヘラレタル權利ヲ拂價スル為メ其場合ノ情況ニ從ヒ必要ナル特別ノ命ヲ

債權者ノ申立ニ因リ發スルコトヲ得

裁判所ハ右ノ目的ノ為メ殊ニ收益權ニ付テハ其權利ノ管理ヲ命シ又ハ其移付ヲ命シ且其移付ヲ許スコトヲ得

可キ時ハ其移付ヲ命シ且其移付又ハ執達吏ヲシテ之ヲ為サシムルコトヲ得

第四款　分配手續

第六百六條　分配手續ハ動產ニ對スル強制執行ニ關シ裁判所ニ預ケタル金額又ハ有價證券ノ賣却ニ因リ得タル金額ヲ執行參加ノ債權者ニ辨償スルニ足ラサルトキ之ヲ為ス

第六百七條　裁判所ハ金額又ハ有價證券ノ寄託ヲ受ケタル現狀目書ニ基キ十四日ノ期間内ニ元金利息、費用及ヒ其他ノ附帶債權ノ計算書ヲ差出スヘキコトヲ執行參加ノ債權者ニ催告スヘシ

第六百八條　十四日ノ期間滿了ノ後裁判所ハ分配表ヲ作ルヘシ

分配ヲ續ケ執行參加ノ費用額ハ先ツ現在金ヨリ之ヲ扣除スヘシ

十四日ノ期間ヲ遵守セサル債権者ノ債権ハ分配表ヨリ除カル

第六百九條　分配表ニ関スル陳述及ヒ分配実施ノ為メ裁判所ハ期日ヲ指定シ其期日ニハ債権者及ヒ債務者ヲ呼出スヘシ但債務者ノ所在不分明ナルトキ又ハ外國ニ在ルトキハ呼出ヲ為スヲ要セス

分配表ハ遅クトモ期日ノ三日前ニ當事者ニ閲覧セシムル為メ裁判所書記局ニ之ヲ備置クヘシ

第六百十條　期日ニ於テ異議ノ申立ノナキ時ハ分配表ニ從ヒ其分配ヲ實施スルコトヲ得

第六百十一條　異議ノ申立ヲアル時ハ執行官ハ參加ノ各債權者ハ直ニ陳述ヲ爲スコトヲ得

當事者カ異議ヲ理由アリト認メ又ハ他ノ方法ニ於テ合意シタルトキハ此ニ從ヒ分配表ヲ更正シ及ヒ之ヲ實施スルコトヲ得

サルトキハ異議ノ爲ニ實施ヲ停止スルコトヲ得

第六百十二條　期日ニ出頭セサル債權者ハ分配表ノ實施ニ同意シタルモノト看做ス

若シ期日ニ出頭セサル債權者カ他ノ債權者

ヨリ起シタル異議ニ關係ヲ有スル片ハ右ノ
債權者ハ異議ヲ理由アリト認メサルモノト
看做ス

第六百十三條　期日ニ於テ異議ノ完結セサル片ハ異議ヲ
申シタル債權者ニ對シ辨濟ヲ許ス起
訴ノ命令ヲ執行ニ參カル債權者ハ職權ヲ以テ其
申シタル期日ヨリ十四日ノ期間内ニ裁判
所ニ證明スル可シ若シ其期間ヲ徒過シタル後
ハ裁判所ハ異議ニ拘ハラス分配ノ實施ヲ命
ス可シ

第六百十四條　前條ノ期間ヲ急ミト申立テタル債權者ニ對シ異議
ヲ申立テタル片ト雖モ分配表ニ從ヒ金額ノ分配ヲ
受ク可シ

第六百十五條　異議ヲ主張スルノ權利ハ分配實施ノ爲メ始ケラレタル
債權者ノ訴ヲ以テ其優先權ヲ主張スルノ權利ハ
分配裁判所之ヲ管轄ス然レ𪜈爭訟物カ區裁
判所ノ管轄ニ屬セサル片ハ其分配裁判所ノ
所在地ヲ管轄スル地方裁判所之ヲ管轄ス又
若シ數箇ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ一ノ
訴ヲ管轄スル片ハ其他ノ訴ヲ總テ之ヲ管轄ス但
執行ニ參カル各債權者總ノ
可シ

第六百十六條　異議ニ付キ分配裁判所ノ裁判ヲ受ク可キ
ハ此限ニ在ラス

裁判ヲ爲ス判決ニ
ハ分配額ノ孫爭部分ヲ如何ナル債權者ニ如

何ナル數額ヲ以テ支拂フ可キヤヲ定ム可シ。

若シ之ヲ定メ（通當）トセサルトキハ判決ニ於テ新ナル分配表ノ調製及ヒ他ノ分配手續ヲ命ス可シ

（旧第七百二十四 独第七百八十七）

第六百十七條

若シ異議アル債權者カ口頭辯論ノ期日ニ出頭セサルトキハ異議ヲ取下ケタルモノト看做ス可キ關席判決ヲ為ス可シ

（旧第七百二十五 独第七百八十八）

第六百十八條

判決確定ノ證明アルトキハ分配裁判所ハ其判決ニ基キ支拂又ハ其他ノ分配手續ヲ命ス

第二節　不動産ニ對スル強制執行

第一款　通則

（旧第二編第二章第二節第一款一方法ヲ以テ之ヲ為ス。）

第一　方法ヲ以テ之ヲ為ス

第一　強制競賣

第二　強制管理

債權者ハ自己ノ撰擇ニ依リ第一箇ノ方法ヲ併セテ執行セシムルコトヲ得

（旧第二編第二章第二節第一款二方法ヲ以テ之ヲ為ス。）

第二　撰擇ニ依リ第一箇ノ方法ヲ以テ之ヲ為ス

第六百二十條

不動産ニ對スル強制競賣ハ其不動産ノ所在地ノ區裁判所執行裁判所ニ付テ之ヲ管轄ス

第六百二十一條

申立ニ因リ裁判所之ヲ命ス

第六百二十二條

強制競賣及ヒ強制管理ノ手續ニ付テハ左ノ規定ニ從フ

第一　送達

第一　送達ヲ受ケル者

第一　送達ヲ受ケル者ノ為メ代理人ノ任

第二
設ケラレタル裁判所ニ届出ヅルモ其代理人ハ當事者ノ為ス所ヲ得

第三
其ノ地ノ裁判所ニ届出ヅル代理人ハ當事者ノ為ス所ヲ得

第四
前二條ノ規定ハ當事者ノ代理人ニ送達ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第五
裁判所ハ郵便ニ付シ又ハ執達吏ヲシテ送達ヲ為サシムルノ外當事者又ハ其代理人ニ出頭ヲ命ジテ送達ヲ為スコトヲ得

第五
裁判所ハ郵便ニ付シ又ハ執達吏ヲシテ送達ヲ為サシムルノ外當事者又ハ其代理人ニ出頭ヲ命ジテ送達ヲ為スコトヲ得

第六
送達ヲ為スニ付テハ郵便ニ付シ又ハ執達吏ヲシテ送達ヲ為サシムルノ外當事者又ハ其代理人ニ出頭ヲ命ジテ送達ヲ為スコトヲ得

第六百二十一條　郵便物ノ事務ニ從フ者其職務ニ關シ之ヲ漏洩シ又ハ窃ニ其郵便物ヲ開キ之ヲ交付スルニ當リ其法律上代人ヲ採知シ又ハ第四號ニ掲ケタル代理人ニ之ヲ為サ

第六百二十二條　前條ノ規定ニ從ヒ之ヲ交付スルニ當リ其法律上代人ヲ採知シ又ハ第四號ニ掲ケタル代理人ニ之ヲ為サ

第六百二十三條　前條ノ規定ニ從ヒ之ヲ交付スルニ當リ其法律上代人ヲ採知シ又ハ第四號ニ掲ケタル代理人ニ之ヲ為サ

第六百二十四條　第二百十三條ノ規定ハ之ヲ競落ヲ言渡ス判決書ヲ送達スル場合ニ付キ之ヲ準用ス

第六百二十五條　第二百十三條ノ規定ハ之ヲ競落ヲ言渡ス判決書ヲ送達スル場合ニ付キ之ヲ準用ス

第六百二十六條　第二百十三條ノ規定ハ之ヲ競落ヲ言渡ス判決書ヲ送達スル場合ニ付キ之ヲ準用ス

第六百二十七條　第一　第二　第三　不動産ニ對スル強制競賣

第六百二十八條　第一　第二　第三　不動産ニ對スル強制競賣

第六百二十九條　第一　第二　第三　不動産ニ對スル強制競賣

第六百三十條　執行ヲ為スヘキ場合ニ於テハ債權者ハ債務者ノ所有ト認メラルル財産ニ付キ強制執行ヲ為スコトヲ得

第六百三十一條　執行ヲ為スヘキ場合ニ於テハ債權者ハ債務者ノ所有ト認メラルル財産ニ付キ強制執行ヲ為スコトヲ得

第六百三十二條　執行ヲ為スヘキ場合ニ於テハ債權者ハ債務者ノ所有ト認メラルル財産ニ付キ強制執行ヲ為スコトヲ得

第六百三十三條　執行力アル正本ノ

第六百三十四條　執行力アル正本ノ

第六百三十五條　執行力アル正本ノ

第六百三十六條　左ノ證書ヲ以テ

第六百三十七條　左ノ證書ヲ以テ

第六百三十八條　左ノ證書ヲ以テ

第一　判決書ヲ送達シ又ハ加入決定ヲ以テ

第二　執行證書ヲ以テ

第三　裁判所ノ表示スル

第六百三十九條　債務者及ヒ裁判所ノ表示スル

第六百四十條　債務者及ヒ裁判所ノ表示スル

第六百四十一條　債務者及ヒ裁判所ノ表示スル

第一種類ノ

第六百四十二條　第一種類ノ

第六百四十三條　第一種類ノ

第六百四十四條　第一種類ノ

第六百四十五條　第一種類ノ

第六百四十六條　第一種類ノ

第六百四十七條　第一種類ノ

第六百四十八條　第一種類ノ

第六百四十九條　第一種類ノ

第六百五十條　第一種類ノ

第六百五十一條　第一種類ノ

第六百五十二條　第一種類ノ

第六百五十三條　第一種類ノ

第六百五十四條　第一種類ノ

第六百五十五條　第一種類ノ

第六百五十六條　第一種類ノ

第六百五十七條　第一種類ノ

第六百五十八條　第一種類ノ

第六百五十九條　第一種類ノ

第六百六十條　第一種類ノ

第六百六十一條　第一種類ノ

第六百六十二條　第一種類ノ

第六百六十三條　第一種類ノ

第六百六十四條　第一種類ノ

第六百六十五條　第一種類ノ

第六百六十六條　第一種類ノ

第六百六十七條　第一種類ノ

第六百六十八條　第一種類ノ

第六百六十九條　第一種類ノ

第六百七十條　第一種類ノ

第六百七十一條　第一種類ノ

第六百七十二條　第一種類ノ

第六百七十三條　第一種類ノ

第六百七十四條　第一種類ノ

第六百七十五條　第一種類ノ

第六百七十六條　第一種類ノ

第六百七十七條　第一種類ノ

第六百七十八條　第一種類ノ

第六百七十九條　第一種類ノ

第六百八十條　第一種類ノ

第六百八十一條　第一種類ノ

第六百八十二條　第一種類ノ

第六百八十三條　第一種類ノ

第六百八十四條　第一種類ノ

第六百八十五條　第一種類ノ

第六百八十六條　第一種類ノ

第六百八十七條　第一種類ノ

第六百八十八條　第一種類ノ

第六百八十九條　第一種類ノ

第六百九十條　第一種類ノ

第六百九十一條　第一種類ノ

第六百九十二條　第一種類ノ

第六百九十三條　第一種類ノ

第六百九十四條　第一種類ノ

第六百九十五條　第一種類ノ

第六百九十六條　第一種類ノ

第六百九十七條　第一種類ノ

第六百九十八條　第一種類ノ

第六百九十九條　第一種類ノ

第六百七十條　第一種類ノ

第六百七十一條　第一種類ノ

第六百七十二條　第一種類ノ

第六百七十三條　第一種類ノ

第六百七十四條　第一種類ノ

第六百七十五條　第一種類ノ

第六百七十六條　第一種類ノ

第六百七十七條　第一種類ノ

第六百七十八條　第一種類ノ

第六百七十九條　第一種類ノ

第六百八十條　第一種類ノ

第六百八十一條　第一種類ノ

第六百八十二條　第一種類ノ

第六百八十三條　第一種類ノ

第六百八十四條　第一種類ノ

第六百八十五條　第一種類ノ

第六百八十六條　第一種類ノ

第六百八十七條　第一種類ノ

第六百八十八條　第一種類ノ

第六百八十九條　第一種類ノ

第六百九十條　第一種類ノ

第六百九十一條　第一種類ノ

第六百九十二條　第一種類ノ

第六百九十三條　第一種類ノ

第六百九十四條　第一種類ノ

第六百九十五條　第一種類ノ

第六百九十六條　第一種類ノ

第六百九十七條　第一種類ノ

第六百九十八條　第一種類ノ

第六百九十九條　第一種類ノ

第二ヌル。不動産ニ付テハ登記ヲ
第三ハ債務者ノ所有タル不動産ニ付テハ登記ヲ
第四ニハ證書ノ種類、建物ニ付テハ郡區市町村字番地構造
坪數地券面ノ價額ヲ證明スル書面ニ債權者ハ前條ノ證書ニ付テ
第二ノ帳簿ニ記入アラサルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ
第一ノ登記ヲ抹消スルコトヲ得但此場合ニ於テハ裁判所ノ
命令ニ依リ又ハ競賣ノ場合ニ於テハ其證明ヲ為スヲ要ス
第六百四ヌル。不動産ニ付テハ所有權ノ保存、讓與、設定其他
處分ノ制限ニ關スル事項ハ登記ニ非サレハ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百五條 不動産ニ付テハ所有權ノ保存、讓與、設定其他處分ノ制限ニ關スル事項ハ登記ニ非サレハ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百二十五條 既ニ開始シタル競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百二十六條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百二十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百二十八條 既ニ開始シタル競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百二十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百三十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百三十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百三十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百三十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百三十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百三十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百三十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百三十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百三十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百三十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百四十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百四十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百四十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百四十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百四十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百四十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百四十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百四十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百四十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百四十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百五十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百五十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百五十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百五十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百五十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百五十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百五十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百五十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百五十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百五十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百六十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百六十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百六十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百六十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百六十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百六十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百六十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百六十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百六十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百六十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百七十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百七十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百七十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百七十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百七十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百七十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百七十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百七十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百七十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百七十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百八十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百八十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百八十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百八十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百八十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百八十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百八十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百八十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百八十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百八十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百九十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百九十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百九十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百九十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百九十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百九十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百九十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百九十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第六百九十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百九十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百二十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百二十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百二十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百二十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百二十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百二十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百二十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百二十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百二十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百二十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百三十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百三十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百三十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百三十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百三十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百三十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百三十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百三十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百三十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百三十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百四十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百四十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百四十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百四十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百四十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百四十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百四十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百四十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百四十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百四十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百五十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百五十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百五十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百五十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百五十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百五十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百五十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百五十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百五十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百五十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百六十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百六十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百六十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百六十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百六十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百六十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百六十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百六十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百六十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百六十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百七十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百七十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百七十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百七十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百七十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百七十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百七十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百七十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百七十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百七十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百八十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百八十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百八十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百八十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百八十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百八十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百八十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百八十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百八十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百八十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百九十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百九十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百九十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百九十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百九十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百九十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百九十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百九十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第七百九十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七百九十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百十九條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百二十條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百二十一條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百二十二條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百二十三條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百二十四條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百二十五條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百二十六條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百二十七條 加入ノ申立ハ競賣ノ開始ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス
第八百二十八條 競賣手續ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ競賣ノ開始ヲ登記スルニ非サレハ競賣ノ效力ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第八百二

未定

差押アルヿヲ宣言ス可シ
差押ハ不動産ニ属スル動産ヲ包含ス但次期ノ收獲マテ農事ヲ續行スルニ必要ナル農産物ヲ除クノ外他人農産物及ヒ土地家屋ノ賃金ハ此限ニ在ラス
差押ハ其決定ヲ債務者ニ送達スルニ因リ其効力ヲ生ス

第六百二十七條　債權者ハ差押ニ因リ其不動産ニ付キ抵當權ヲ得取ス

第六百二十八條　債務者ハ債權者カ強制管理ヲ為サシメサル間ハ其不動産ノ使用及ヒ管理ヲ為スヿヲ得

第六百二十九條　權利ヲ得取スル第三者其得

取ノ際差押又ハ競賣ノ申立アリタルヿヲ知リタルトキハ差押ノ効力ニ對シ其善意ナリシヿヲ主張スルヿヲ得ス
若シ不動産カ差押ノ基ク債權ノ為メ物上ノ負擔ヲ受クルトキハ差押後所有ノ移轉シタル場合ニ限リ新所有者其得取ノ際差押又ハ競賣ノ申立アリタルヿヲ知ラサルトキト雖モ競賣手續ハ續行ス可シ
競賣申立ノ却下ニ依テ差押ハ消滅ス

第六百三十條　裁判所ハ競賣開始ノ決定ヲ為ス際職權ヲ以テ競賣ノ申立ヲ登記簿ニ記入ス可キヿヲ登記判事ニ囑託ス可シ
此記入ヲ為シタル後ハ競賣手續開始ノ申立

滿了ノ後職權ヲ以テ其手續ヲ廢棄スルコト可シ

（第十五）

第百三十一條　又ハ前條ニ加入シタル許可ヲ為シタル旨ヲ記入シ送付シ其債權且為シタル登記ノ住簿ニ後登記ト其申立ヲ為シタル者ハ登記所ニ於テ登記判事ノ面前ニ於テ登記簿ノ本條ニ揭ケタル登記ヲ讀ミ聞カセ其通知ニ依リ之ニ署名捺印セル所ノ書面ヲ以テ其通知ヲ為スコトヲ得

（第十六）

第百三十二條　前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ其通知ノ日ヨリ二週間内ニ其債權ニ對スル異議ヲ申立ツルコトヲ得

二十一ヶ年

第六百三十三條　抵當債權者其他ノ物上權利者ニ對シ差押ノ通知ヲ爲ス可シ

第六百三十四條　他ノ物上權利者ノ押ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ十四日ノ期間内ニ適法ナル最低ノ競買價額及ヒ賣却ノ特別條件ニ關シ裁判所ニ申立ヲ爲スノ權利アリ

右ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其申立人及ヒ其他ノ當事者ヲ呼出シ其意見ヲ陳述セシム可シ

第六百三十五條　最低ノ競買價額ニ付キ當事者間ニ合意アリタルトキハ其價額ヲ以テ最低ノ競買價額ト定ム若シ合意アラサルトキハ裁判所ハ鑑定人ヲ審訊シタル上其鑑定價額ノ十分ノ七ヲ以テ最低ノ競買價額ト定ム可シ」

第六百三十六條　法律上ノ賣却ヲ為スニ付キ登記簿ニ記入ヲ要セサル第三者ニ對シ效力アラサルトキハ左ノ如シ

第一　裁判所又ハ差押債權者ハ競賣ニ付キ因リテ受ケタル不動産ノ坪數及ヒ其他ノ事項ヲ取調ヘタル不動産ノ競買價額ニ付キ責ニ任セス

第二　登記簿ニ記入ヲ要セサル第三者ニ對シ效力アラサル不動産ノ物上義務ハ賣却ニ因リテ愛更ヲ受ケス

第三　競落判決ノ言渡アリタルトキハ競落人ハ代金支拂ニ付テノ責務ノ履行スル條件ノ下ニ其所有權ノ得取シ且危險及ヒ收益モ同時ニ其競落人ニ移ル

第四　競落人ハ裁判所ノ指定スル期日ニ代金ヲ支拂フヘシ其競落判決ノ言渡ノ日ヨリ支拂ノ日マテノ法律上ノ利息ヲ支拂フヘシ

可シ若シ其期日ニ支拂ヲ爲サヽルトキハ再競賣ニ付テノ費用及ヒ危險ヲ負擔ス可シ」

第五　競落人ハ代金ノ外ニ所有權移轉ノ證印稅、登記簿ニ於ケル其所有權記入ノ費用ヲ負擔ス可シ

第六百三十七條　法律上ノ賣却條件ノ外ニ特

別條件ヲ設クルトキハ總當事者ノ兼諾ヲ以テ
ノミ之ヲ許ス

第六百三十八條　最低ノ競買價額ヲ定ムルト
及ヒ特別ノ賣却條件ヲ設クルトニ關スル裁
判所ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ以テ之ヲ爭フコトヲ得

第六百三十九條　裁判所ハ職權ニ依リ公告ノ
以テ競賣期日ヲ定メ及ヒ競落ノ許ス判決言
渡ノ期日ヲ定ム

第六百四十條　競賣期日ハ公告ノ日ヨリ
後タルコト三十日ノ
其期日ハ裁判所ノ意見ヲ以テ裁判所ノ内又ハ

四

不動産ノ存在スル市町村ニ於テ執達吏ヲシ
テ之ヲ開カシム

第六百四十一條　競
ハ競賣期日ヨリ七日ノ後タルヲ得ス
其期日ハ裁判所内ニ於テ裁判官之ヲ開ク

第六百四十二條　競落期日ノ公告書ニハ左ノ
諸件ノ掲ク可シ

第一　不動産ノ表示、其總坪數及ヒ納ム可キ
一ケ年ノ相當額

第二　最低ノ競買價額

第三　競賣期日ノ場所並ニ日時及ヒ競賣ヲ
為ス可キ執達吏ノ氏名並ニ住居

第四　競落ヲ許ス判決ヲ言渡ス可キ期日

五

第五　執行記錄ヲ執達吏ニ就キ閱覽シ得ヘキ
　　第六百四十三條　競賣期日ノ公告ハ正本ヲ左ノ箇所ニ掲示スルヲ以テ之ヲ為ス
第一　裁判所掲示板
第二　不動産ノ存在スル市町村役場ノ掲示板
　　公告ハ裁判所ノ意見ニ從ヒ一箇又ハ數箇ノ新聞紙ニ掲載スルヲ以テ亦之ヲ為スヲ得
　　第六百四十四條　差押債權者、各抵當債權者其他ノ物上權利者及ヒ債務者ハ公告書ノ正本ノ送達ヲ以テ競賣期日ニ之ノ呼出ス可シ

　　第六百四十五條　競賣期日ハ執達吏執行記錄ヲ各人ノ閱覽ニ供シ且最低ノ競賣價額及ヒ賣却條件ヲ告知シテ之ヲ開始ス
　　其後ニ至リ競賣價額ノ申出アル毎ニ
　　第六百四十六條　差押債權者、抵當債權者其他ノ物上權利者又ハ債務者カ或競賣人ニ對シ異議ノ申立ヲ爲サスシテ其競賣人ノ許スヲノ又ハ其競賣價額ノ額ミルヲ得ス又其競賣人カ其競賣ノ保證トシテ競賣價額十分一ニ當ル金額ノ現金又ハ有價證券ヲ以テ直ニ執達吏ニ陳ケサル時ハ此限ニ在ラス
　　異議ハ競賣價額ノ申立アリタル後直ニ之ヲ述フルヲ要ス其異議ハ同一ナル競賣人

ノ其後ノ競買価額ニ付テモ亦効力ヲ有ス

第六百四十七條　競買ヲ許サレタル各競買人ハ更ニ高價ノ競買ヲ申出ツル迄ハ拘束セラル

競買ハ競買價額ヲ申出ツル可キノ催告後滿一時間ヲ過クルニ非サレハ之ヲ終結スルコトヲ得ス

第六百四十八條　執達吏ハ競賣ノ終局前何人カ最高競買價額ヲ申出タルニ因リ不動産ノ競落人ト為リタルヤ及ヒ最高競買價額ノ幾何ナルヤヲ告知ス可シ

他ノ各競買人ハ右ノ告知ニ因リ其競買ノ責務ヲ免カレ且預ケタル保證物ノ即時返還ヲ求ムルノ權利アリ

其後ノ競買ハ之ヲ採用スルコトヲ許サス

第六百四十九條　競買ニ付キ作ル可キ調書ニハ殊ニ左ノ諸件ヲ掲ク可シ

第一　執行記錄ヲ各人ノ閲覽ニ供シタルコトノ明示及ヒ最低ノ競買價額並ニ賣却條件ヲ告知シタルコトノ明示

第二　競買價額ノ申出ヲ催告シタル時日ノ明示

第三　総テ許サレタル競買ノ記載及ニ其競買人ノ氏名住所ノ詳細ナル表示又許サレサリシ可キ競買ノ申出ヲモ許サレサリシ旨ノ其旨ノ附記

第四　競買ヲ終結シタル時日ノ明示
第五　競買ニ對シ異議ノ申立テ且其競買ノ為メ保證ヲ立テタルキ又ハ保證ヲ立テサル為メ其競買ヲ許サレルキハ此ニ關スル情況ノ明示
第六　如何ナル人ヲ競落人トシ且如何ナル競買價額ヲ最高ノ競買價額トシテ告知シタルヤノ明示

競落人及ヒ出席シタル差押債權者、各抵當債權者其他ノ物上權利者並ニ債務者ハ調書ニ署名捺印スヘシ若シ此等ノ者調書ノ終結前ニ退席シタルキハ其旨ヲ調書ニ明示スヘシ

競買ノ保證ノ為メ預リタル金錢又ハ有價證券ヲ返還シタルキハ執達吏ハ受取證書ヲ取ルヘシ其受取證書ハ調書ニ添置クヘシ

第六百五十條　執達吏ハ調書及ヒ總テ競買ノ保證ノ為メ預リタル金錢又ハ有價證券ニシテ返還セサルモノヲ選リ分ケ三日内ニ裁判所書記ニ渡スヘシ

第六百五十一條　競落人及ヒ競落人タルノ告知ヲ受ケサルモ競落ヲ得ルノ權利アリト申立ツル競買人ハ執行裁判所ノ所在地ニ住ヒサルキハ其所在地ニ假住所ヲ選定シ其旨ヲ裁判所ニ届出ツヘシ若シ之ヲ怠リタルキハ第百四十一條第四百三十四項ノ規定ヲ準用ス

住所ノ選定ハ執達吏ニ口述シ其調書ニ記載

セレメテ之ヲ為スコヲ得

第六百五十二條　競賣期日ニ於テ許ス可キ競買價額ノ申出ナキトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ其最低競買價額ノ三分一ヲ減少シ新ナル競賣期日ヲ定ムル可シ

前項ノ新ナル競賣期日ニ於テモ亦申出ナキトキハ前二回ノ競賣ニ付テハ最低競賣價額ヲ其多寡ニ拘ハラス之ヲ許ス可キコヲ明記ス可シ

第六百五十三條　債權者ハ競賣期日ニ於テ競賣手續ノ停止ヲ為サシメ又ハ之ヲ承諾スルコヲ得

落人ノ誰タルヤヲ告知アルマテハ競賣手續ノ停止ヲ為サシメ又ハ之ヲ承諾スルコヲ得

債務者又ハ第三者ハ第六百五十四條乃至第六百五十九條ノ場合ニ於テ其手續ヲ停止セシムルコヲ得

第六百五十四條　執達吏ハ競賣手續ヲ停止ス可キ旨ノ裁判所ノ命令アルトキ又ハ其原由タル情況ニ付キ執行裁判所ニ報告ヲ為ス可シ

裁判所ハ既ニ競賣期日ヲ公告シタルトキハ期日ヲ取消シ其旨ヲ期日ニ呼出シタル利害關係人ニ通知シ且裁判所掲示板ニ掲示スヘシ

期日ノ取消ヲ公告セサル場合ニ於テハ新聞紙ニ掲載シテ公告ス可シ

第六百五十五條　各競買人ハ競賣手續ノ停止ヲ以テ其競買ノ責務ヲ免カル

若シ競賣期日ヲ開始セス又ハ其期日ニ開始シタル競賣行為ヲ止メタルキ又ハ期日取消ノ公告ヲ為シタルキハ競賣手續ハ之ヲ停止スルモノト看做ス

民事訴訟法草案第四十三号修正理由

第六百三十三條　不動産強制執行修正ノ理由ニ開陳シタルト同一ノ理由ナリ

第六百三十四條　各抵當債權者ノ下ニ其他ノ物上權利者ノ八字ヲ加ヘタルハ各抵當債權者ノミニテハ不備ナルカ故ナリ執達吏ノ三字ヲ裁判所ト修正シ又ハ以下二十四字ヲ削リタルハ不動産ノ差押ハ裁判所ニ於テ為スヲニ修正シタル結果ナリ其他ハ文章ノ修正ニ過キス

第六百三十五條　旧案第七百四十三條三項以下ヲ修正シ更ニ條ヲ分ツテ本條ト為シタルハ前條第二項ニ依リ裁判所ヨリ當事者ヲ呼

出シ其意見ヲ陳述セシメタルヤト否トニ拘
ラス當事者間ニ合意アリタルヤハ其價額ヲ
以テ最低價額ト定ムルノ意ヲ示サンカ為ノ
ナリ若シ條ヲ分タスシテ前條ノ三項ト為ス
ヤハ裁判所ヨリ當事者ニ意見ヲ陳述セシメ
タル場合當事者間ニ合意アリタルヤノ如ク
示シタルモノト解釈セサルヘカラス然ルヤ
ハ裁判所ヨリ當事者ニ意見ヲ陳述セシメサ
ル以前當事者間ニ最低價額ノ合意アリタル
場合ヲ尚ホ別條ニ定メサル可カラス是ヲ以
テ旧條ヲ分ツテ二條ト為シ廣ク當事者間ニ
合意アリタル場合ヲ掲ケタルナリ旧第七百
四十三條四項ヲ削リタルハ「シュルツェンスタイン」氏ノ

意見ヲ參酌シ旧第七百四十四條二項ヲ修正
シ本條ノ二項ト為シタルカ故ナリ
旧第七百四十四條ヲ削リ本條ノ二項ト為シ
タルハ旧案ニテハ最低ノ競賣價額ヲ定ムル
ニハ課稅ノ為メ許定シタル價額ト定メサレ
モ不動産中課稅ノ為メ許定シタル價額ア
ルモノハ地所ノミニテ家屋ニ此許定價額
アルコトナシ且地所ニ付テハ右ノ許定價額ア
ルモ僻遠ノ地ニ在テハ実際ノ賣買代價下落
シテ課稅ノ為メ許定シタル價額ヲ以テ今日
賣買ヲ為スモノナシ故ニ此規定ヲ存スルヨ
リモ寧ロ第二項ノ如ク鑑定人ヲシテ鑑定セ
シメ其鑑定價額ノ幾分ヲ以テ最低價額ト定

ムルヲ優レリトス是旧第七百四十四條ヲ修正シ本條ノ第二項ト為シタル所以ナリ

第六百三十六條　本條第一号中明示セラレタルノ七字及ヒ不動産ノ表示云々ノ十八字ヲ削リ競賣ニ付取調ヘタルノ九字ヲ加ヘタルハ不動産ノ差押ハ裁判所ニ於テ之ヲ為スヿニ改メタル結果ナリ第二号ノ修正ハ文意ヲ明ラカニシタルニ過キス第三号裁判上ノ四字ハ必要ナラサルヲ以テ之ヲ削ル決定ヲ判決ト改メタルハ亨國ニ於テモ競落ノ言渡ハ決定ヲ以テセスシテ判決ヲ以テス可キ規定ニ有之本邦ニ於テモ此言渡ハ判決ヲ以テ為ス可キヲ相當ト思考シタルカ故ナリ又第四号中自己ノ以下避クル為メ迄三十二字ヲ若シ以下三十四字ヲ加ヘタルハ文意ヲ明ラカニシタルニ過キス又第五地所帳ヲ登記簿ニ改メ及ヒ以下ノ十六字ヲ削リタルハ登記法ニ於テハ登記簿ノミニテ其他ノ簿冊ヲ含ムヿ明瞭ナルカ故ナリ

第六百三十七條　其他ノ適法ナル云々又ハ迄二十一字ヲ削リ新第六百三十五條ノ如ク修正シタルカ故ナリ又ト雖モ云々ノ許サス迄ハ旧第七百四十四條ヲ別段ノ合意アラサルヿハ左ルハ旧第七百四十五條即チ新第六百三十六條ニ當事者間ニ抵觸スルノ嫌アルカ故ナリ

セヲ再説スレハ新第六百三十六條ニ別段ノ合意アラサルキハ左ノ如シトアルヲ視レハ別段ノ合意アル場合ニ於テハ該條規定外ノ方法ヲ以テ賣却條件ヲ定メ得ルモノト云ハサルヘカラス然ルニ本條ニ於テ法律上ノ賣却條件ト抵觸スル賣却條件ハ之ヲ設クルヲ得スト云フキハ合意上ノ特別條件ト雖モ法律上ノ賣却條件ト異ナル方法ヲ用フルヲ許サヽルニ因リ新第六百三十六條ノ別段ノ合意アラサルキハトアルハ如何ナル旨趣ナルカ之ヲ解スル能ハス到底新第六百三十六條ニ謂フ所ノ別段ノ合意云々ノ文詞ヲ削ルカ若クハ本條ノト雖モ云々ノ文詞ヲ削ルカノ一ヲ取ラサルヘカラス然ルニ合意上特別條件ヲ定ムルニ當リ法律上ノ賣却條件ト異ナル方法ヲ禁シタルハ甚関渉ニ過キタリト云フ可シ故ニト雖モ以下ヲ削リタルナリ」

第六百三十八條　本條ハ旧第七百四十六條ノ二項ナリシヲ別條ト為シタルナリ其故ハ旧第七百四十六條ノ一項ト二項トハ全ク異ナル規定ニ係ルヲ以テナリ

第六百三十九條　本條ハ意味廣キニ過クルノ恐アルカ故ナリ決定ヲ判次ト修正シタルハ第六百三十六條ノ説明ニ同シ

第六百四十條　戸長又ハ區長立會ノ上ノ十字

ヲ削リタルハ區戸長ノ立會ヲ要トセサルトキナラス區戸長ニ此立會ノ義務ヲ負ハシムヘカラサルカ故ナリ裁判所ノ意見ヲ以テ裁判所内又ハノ十五字ヲ加ヘタルハ裁判所ノ意見ニ依リ或ハ裁判所内ニ於テスルヲ便利ト為スコトアルヲ以テナリ

第六百四十一條 第一號中訴訟ノ為メノ云々ノ定ノ二字ヲ削リ決ニ改メタルハ第六百三十九條修正ノ理由ト同一ナリ

第六百四十二條 第一號中訴訟ノ為メノ云々ノ定ノ二字ヲ削リ決ニ改メタルハ第六百三十九條修正ノ理由ト同一ナリ

第六百四十三條 旧第七百四十四條ヲ修正シタル結果ナリ第五號ヲ修正シタルハ差押ハ裁判所ニ於テ為スヲ以テ執達吏カ差押

調書ヲ作ルコトナシ故ニ執行記録ヲ執達吏ニ就キ閲覧シ得ヘキコトト修正ス（第六百四十五條参看）其他ハ前例ニ依リ修正シタルニ過キス

第六百四十三條 旧第六百四十四條第三号ヲ削リタルハ不動産中家屋ヲ競賣スルニハ其家屋ニ競賣期日ノ公告書ヲ掲示スルヲ得ヘシト雖モ地所ニ付テハ其地所ニ掲示スルヲ得ス且不動産ノ存在スル市町村役場ノ掲示板ニ掲示シテ十分ナル可キヲ以テ削除シタルナリ旧第四号ヲ削リタルハ東京府下日本橋掲示場ノ如キハ裁判所ノ掲示板トアル内ニ包含ス可キヲ以テナリ第三項ヲ削リタルハ誤差押及

ヒ競賣ハ裁判所ニ於テ為スヲ以テ裁判所書記ヲシテ幹旋セシムルヲ相當トス而シテ此等ハ裁判所書記ノ職務章程ニ定ムルヲ以テ足レリトスルヿナレリ旧案第五項ヲ削リタルハ旁之ヲ削除シタルナリ

告スル上ハ別ニ利害関係ヲ有スル者自己ノ費用ヲ以テ公告スルノ必要ヲ視サルカ故ナリ

第六百四十四條　其他ノ物上權利者ノ入字ヲ加ヘタルハ不備ヲ補フタルナリ

第六百四十五條　差押調書ヲ執行記録ト改メタルハ第六百四十二條修正ノ理由ニ同シ又高聲朗讀ニ因リテ適法ナルノ十一字及ヒ法律上ノ賣却條件云々ノ十三字ヲ削リタルハ文章ノ修正ニ過キス旧案第三項ヲ削リタルハ最低ノ競買價額ニ達セサル競賣價額又ハ賣却條件ニ適セサル競買價額ノ申出ヲ顧ミサルハ勿論ナルノミナラス旧第七百六十四條ノ定メアルヲ以テ旁此明文ヲ要セサルナリ故ニ之ヲ削除シタルナリ

第六百四十六條　特別ノ賣却條件云々非サレハノ二十二字ヲ削リタルハ必要ノ大詞ニアラサルカ故ナリ

第六百四十七條　旧案第一項ヲ削リタルハ第六百四十五條ニ於テ競賣期日ヲ開始スル方法ヲ示シタルニ因リ茲ニ不要ナルカ故ナリ

第六百四十八條　競賣ノ終局前ニ六字ヲ加ヘタルハ誤告知ハ終局前ニ為スヲ要トスルカ故ナリ

第六百四十九條　旧案第三号第四号中ノ口頭ノ二字及ヒ第五ヲ削リタルハ旧案ハ第七百五十四條ヲ以テ競買書ヲ差出シ得ルノ手續ヲ定メタリシ故ニ口頭ノ文字必要ナリシモ旧第七百五十四條ニ付テハ「ピエルツエンフェイン」氏ノ意見モアリ且書面競買即チ入札拂ニ付テハ種々ノ弊害アルノミナラス到底談方法ハ債務者ノ不利益ニ帰ス可キヲ以テ旁該条ヲ削リタリ故ニ本條ニ於テモ口頭ノ二字及ヒ第二項口頭ノ競賣云々ノ字ヲ削リタルナリ

附言競賣人口頭ヲ以テ代價ヲ申出ルニ依リ他ノ競買人モ口頭ヲ以テ代價ヲ申出ルノ益アリト雖モ書面ノ入札ハ他ノ者ニ於テ幾許ノ代價ヲ申出タルヤヲ知ラサルニ付代價ヲ競上クルコトナシ故ニ到底入札拂ハ債務者ノ不利益ト看做サヽルヘカラス

第六百五十條　文章ヲ修正シタルノミナリ

第六百五十一條　又ハ差出シタル云々ノ十八字ヲ削リタルハ旧第七百五十四條ヲ削リタル結果ナリ其他ハ前例ニ倣ヒ修正ス

第六百五十二條　修正ノ理由前條ニ同シ

第六百五十三條　文章ノ修正ニ過キス

第六百五十四條　前同斷

第六百五十五條　前同斷

民事訴訟法草案議案第四十四号

第六百五十六條　差押債權者ハ債務者ノ債權ニ對スル競賣ノ手續ノ繼續ヲ裁判所ニ申立テ其求ヲ理由アリトスルトキハ競賣期日ノ指定ノ爲メ必要ナル處分ヲ爲スヘシ

第六百五十七條　競賣手續ハ差押債權者ノ求又ハ承諾ニ基キ一回ニ限リ三十日ヲ過キサル期間之ヲ停止スルコトヲ得若シ差押債權者カ競賣手續ノ續行ヲ申立サルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ差押ノ廢棄ヲ命スルコトヲ得

第六百五十八條　競賣期日ニ於テ競落人ノ誰ニモアラサルトキハ競賣手續ハ繼續シタルモノトス

メルヤノ告知ヲ爲スヘシ

ルヤハ裁判所ハ競落言渡期日ニ當事者ヲ當
訊シ判決ヲ以テ競落ノ許否ニ付キ裁判ヲ為
スヘシ

第六百五十九條　差押債權者、各抵當債權者其
他ノ物上權利者及ヒ債務者ハ競賣手續ニ關
スル重要ナル成規ノ違背アリタルヤハ言渡
期日ニ於テ競落ヲ許スヤニ付キ異議ヲ申立
ツルノ權利アリ

又左ノ者ハ右ト同一ノ理由ニ因リ言渡期日
ニ於テ異議ヲ申立ツルヲ得

第一　告知セラレタル競落人ハ競落人トシ
テ告知セラレタル競落人ハ競落人トシ
テ競落ニ對シ異議ヲ申立ツルヲ得

第六百六十條　競賣人ハ競落人トシテ告知セ
ラレタル競落人ノ名義ヲ以テ競落ヲ許ス
ヘキ旨ノ申立ヲ為スヘキ旨ヲ命スヘキ理由アル
ヤ否ヤヲ調査シ其理由アルヤ否ヤヲ審訊シ
又裁判所ハ競賣手續ニ關スル重要ナル成規
ノ違背ヲ職權ヲ以テ視察スルヿヲ得

第六百六十一條　競賣ハ競賣期日ニ於テ
言渡期日ニ於テ競落ヲ許ス旨ノ言渡ヲ為シ
二十八箇以下ノ期間ヲ規定シ其期日ニ於テ
若シ其期日ニ關スル重要ナル成規ノ違背ア
リタルヤ否ヤヲ調査シ且ツ調書ヲ作ルヿヲ得
サルヤハ更ニ期日ヲ定メ裁判所掲示板ニ掲示シテ之ヲ
公告スヘシ

第六百六十二條　若シ不動產カ其全部ニ於テ又
ハ各箇ノ附屬物ニ於テ競賣ノ時ト競落ノ許否ニ關スル裁判
時ト競落ノ許否ニ關スル裁判所ハ競賣ノ言渡期日ト

全部又ハ一箇ニ於テ

ノ間ニ天災又ハ其他ノ事変ニ因リ著シク價額ノ減少ヲ受ケタルトキハ告知セラレタル競落人ハ其競買ヲ取消スノ権利アリ

價額ノ減ザルカ著シキモノナルヤ否ハ裁判所之ニ関スル情況ヲ斟酌シテ之ヲ定メ又適當トスル場合ニ於テハ檢證ヲ為シ又ハ鑑定人ヲ審訊シタル後之ヲ定ムヘシ

第六百六十一條　競落ヲ許ス判決書ニハ競賣ヲ為シタル不動産、競買價額ヲ掲ケテ競落ヲ許サヽル旨、競落人及ヒ競落ヲ許シタル件ヲ以テ為シタルトキハ其條件ヲモ掲ケ又其競落ヲ特別ノ賣却條件ヲ以テ為シタルトキハ其條件ヲモ掲ケ可シ」

競賣ヲモ命ス可シ

第六百六十二條　競落ヲ許ス判決書ニハ競賣ヲ為シタル不動産、競買價額ヲ掲ケテ競落ヲ許サヽル旨、競落人及ヒ競落ヲ許シタル件ヲ以テ為シタルトキハ其條件ヲモ掲ケ可シ」

競賣ヲモ命ス可シ

其判決ハ之ヲ言渡ス外尚ホ裁判所ノ掲示板ニ掲示シテ公告スヘシ

第六百六十二條　競落ヲ許ス判決ハ之ヲ言渡ス外尚ホ裁判所ノ掲示板ニ掲示シテ公告スヘシ

第六百六十三條　差押債權者、各抵當債權者其他ノ物上權利者及ヒ債務者ハ競落人ニ許否ニ関スル判決ニ因リ損失ヲ被ムル可キ場合ニ於テハ其判決ニ對シ即時抗告ヲ為スノ權利アリ

第六百六十三條　差押債權者、各抵當債權者其他ノ物上權利者及ヒ債務者ハ競落人ニ許否ニ関スル判決ニ因リ損失ヲ被ムル可キ場合ニ於テハ其判決ニ對シ即時抗告ヲ為スノ權利アリ

又左ニ掲ケル者ハ即時抗告ヲ為スノ權利アリ

又左ニ掲ケル者ハ即時抗告ヲ為スノ權利アリ

第一　競落ヲ許ス可キ理由ナキ旨ヲ主張スル競落人

第一　競落ヲ許ス可キ理由ナキ旨ヲ書ニ掲ケタル以外ノ條件ヲ以テ許ス可キ旨ヲ主張スル競落人

第二　競落ヲ請求シ且其競落ヲ許ス可キ旨ヲ書ニ掲ケタル以外ノ條件ヲ以テ許ス可キ旨ヲ請求シ且其競落ヲ許ス可キ旨ヲ

ヲ主張スル競買人
競落ヲ許サヽルニ関スル抗告ハ競賣手續
ニ関スル重要ナル規ノ違背ナキコトヲ
以テ理由トシ又競落ヲ許シタルコニ関スル
抗告ハ此ノ如キ違背アルコトヲ以テ理由
カヲ有スル執行裁判所ハ其裁判ヲ変更スル
権利ナシ
同一ノ判決ニ関スル數箇ノ抗告ハ互ニ之ヲ
併合スル可シ

第六百六十四條　抗告裁判所ハ反對陳述書ノ
差出又ハ口頭辯論ノ為メ當事者ノ呼出ヲ決
定シタル場合ニ於テ如何ナル人ヲ抗告者ノ
相手方トシテ立會ハシムヘキヤヲ定ム
相手方ノ申述ハ第六百六十二條第三項ニ掲
ケタル制限ニ従フ
第六百六十九條第三項及ヒ第六百六十二
第四項ノ規定ハ抗告裁判所ニモ亦之ヲ適用ス

第六百六十五條　抗告裁判所カ抗告ヲ理由ア
リトスルトキハ判決ヲ変更シテ事件ニ付キ裁
判スル可シ
競落ヲ許サヽルヘキ場合ニ於テ競落ヲ
許サヽルトキハ其裁判ヲ廢棄シテ別ニ競落ヲ
許サヽル判決ヲ
為ス可シ

競賣ヲモ命ス可シ

第六百六十六條　不動産ノ最低競買價額カ五百圓以上ナルトキハ抗告裁判所ノ裁判ニ對シ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

第六百六十七條　抗告ニ關スル裁判書ハ抗告者及ヒ其立會ヒタル相手方ニ之ヲ送達シ又執行裁判所ノ判決ヲ變更シ又ハ廢棄シタルトキハ執行裁判所ハ裁判所掲示板ニ掲示シテ之ヲ公告スルヲ可シ

第六百六十八條　競落ノ許サレタルトキハ競落人及ヒ競買人ハ其競買ノ責務ヲ免カル

新ナル競賣期日ハ少ナクトモ十五日ノ後タルヲ可シ

第六百六十九條　競賣ノ場合ニ於テ競賣ノ取消ノ爲メ競落ヲ許サレタルトキハ裁判所ハ新ナル競賣期日ヲ指定スルノ前ニ職權ヲ以テ當事者總員ヲ呼出シタル上更ニ最低ノ競買價額ヲ定ムルヲ可シ若シ其合意成ラサルトキハ裁判所ハ不動産ノ受ケタル價額ノ減少ニ準據シテ最低競買價額ヲ定ムルヲ可シ

第六百七十條　競落ヲ許スノ確定ト爲リタルトキハ不動産賣却代金ノ全額内ヨリ（費用ニ）揭クル順序ヲ以テ濟清ス可シ

第一　不動産ノ負擔ニ係ル國稅、地方稅及ヒ市町村稅ノ滯納額

第二　不動産ノ競落マテ繼續シタル強制管理ニ付キ差押債權者カ其不動産ノ保存及ヒ必要ナル修繕ノ為メ為シタル總テノ出費

第三　不動産ノ管理ノ為メニ置キタル雇人ノ給料、食料其他ノ報酬

第四　第三者ニ對シ効力ヲ有スル物上權ニ付テノ要求額

第五　差押ノ當時不動産ニ付キ抵當權ヲ記入シタル債權者ノ債權ノ元金及ヒ利息

第六　差押債權者ノ債權ノ元金並ニ利息及

ヒ債務者ヨリ其債權者ニ辨償スヘキ訴訟費用並ニ強制執行ノ費用

數名ノ抵當債權者ノ債權ハ記入ノ順序ニ從ヒ之ヲ濟清ス

同一ノ順位ニ在ル可キ數箇ノ債權ハ賣却代金全額ノ不足ナル場合ニ於テハ債權額ノ割合ニ應シ平等ニ之ヲ濟清ス可シ

第六百七十條　代金ノ支拂及ヒ分配ハ競落ヲ許スノ確定ト為リタル後賣買權ヲ以テ定ム可キ期日ニ於テ之ヲ為ス

其期日ニハ差押債權者、各抵當債權者其他ノ物上權利者、債務者及ヒ競落人ヲ呼出ス可シ

債權者カ債務者ニ屬ス可キ代金ノ殘額ニ付

キ差押ノ為シ強制競賣ノ手續ニ關スル記
ニ編入スル為メ差押届書ヲ裁判所ニ差出シ
タルトキハ其債權者ヲモ亦代金交拂及ヒ分配
ノ期日ニ立會ハシムルコトヲ可シ
又其期日ハ裁判所掲示板ニ掲示シテ之ヲ公
告スルコトヲ可シ但掲示ノ日ト期日トノ間ニハ七日
ノ期間ヲ存スルコトヲ可シ

第六百七十一條
若シ不動産ノ强制管理ヲ開始シ之ヲ競落マ
テ継續シタルトキハ收入剰餘額ヲ期日ニ拂込
ム可シ
又ハ其ノ不動産ノ賣却ヲ為スコトヲ可シ

第六百七十二條
期日ニ於テハ先ツ分配ス可キ
金額ノ幾何ナルヤヲ定

其代金額ハ左ノ物ヨリ成ル

第一　代金及ヒ競落判決言渡ノ日ヨリ支拂
日マテノ法律上ノ利息

第二　不動産ニ付キ開始シ及ヒ競落マテ継
續シタル强制管理ノ收入剰餘額ニシテ代
金ニ加フ可キモノ

代代金ノ支拂ハ判事ニ之ヲ為ス

最高競買價額ノ保證ノ為メ預カリタル金額
ハ代金ニ之ヲ算入ス

第六百七十二條　判事ハ出頭シタル當事者ヲ
審訊シタル後裁判所書記ノ立會ヲ以テ分配
表ヲ作成ス

判事ハ期日前ニ分配表ヲ起草スルコトヲ得其

分配表ハ必要ナル場合ニ於テハ出頭シタル
當事者ノ陳述ニ因リテ之ヲ補充スル可シ

第六百七十三條　分配表ハ出頭シタル當事者
總員一致シタル時ハ其一致ニ因リ之ヲ作リ
然ラサル場合ニ於テハ左ノ規定ニ從ヒ之ヲ
作ル可シ

分配表ニハ差押債權者ノ債權ノ元金利息及ヒ物上權
用抵當債權者ノ債權ノ元金利息及ヒ物上權
ニ付テノ要求額ヲ記載ス可シ

其他ノ債權ハ届出ニ基キテノミ之ヲ記載ス
其届出ハ期日前ニ書面ヲ以テ之ヲ爲シ又ハ
口頭ヲ以テ之ヲ陳述スルコトヲ得然シ届出
人カ期日ニ出頭セサルトキハ其届出ヲ顧ミス

第六百七十四條　分配表ニ付テハ即時ニ辯論
ヲ爲ス可シ

其辯論ニ關スル結及ヒ分配表ノ實施ニ付テ
ハ動產ニ對スル強制執行ニ關スル規定ヲ準用ス第六百二條但書
ノ數條ニ別段ノ規定ヲ設ケサル限リニ在ラス

第六百七十五條　期日ニ出頭シタル債務者ハ
各債權者ノ債權ニ對シ又ハ其債權ノ爲メ主
張シタル順位ニ對シ異議ヲ申立ツルノ權利ア
リ

出頭シタル差押債權者。各抵當債權者其他ノ
物上權利者ハ他ノ債權者ニ對シ前項ト同一

ノ権利アリ
執行スルヲ得。
議ハ第五百三十五條、第五百三十八條ノ規定ニ従ヒ之ヲ完結ス
五百三十八條ノ期間内ニ異議アル債権者ニ對シ其債権
登記簿ニ記入セサル債権ニ對シ異議ノ申立
アリタルトキハ其債権ヲ届出テタル者ハ異議
ヲ完結スル為メ原告ト為リ且特ニ定メラレ
タル期間内ニ異議アル債権者ニ對シ其債権
及ヒ債権ノ為メ主張シタル順位ノ認諾ニ付
キ訴ヲ起シタルコヲ證スル可シ。
債務者、抵當債権者又ハ其他ノ物
上権利者ニ非サル第三者ヨリ申立テタル異
議ハ其申立人カ賣却代金ニ對スル請求権

ヲ疏明セサル
第六百七十六條 特別ノ規定ニ従ヒ分配表ノ實施ヲ止メス
分配表ノ實施ニ付テハ左ノ
ノ可シ。

第一 未タ辨濟期限ニ至ラサル債権ハ既ニ
辨濟期限ニ至リタルモノト看做ス可シ
第二 競落人ハ抵當債務ノ額カ買入代金ノ
額ニ滿ツル限リハ関係債権者ノ承諾ヲ得
テ其抵當債務ヲ買入代金トシテ引受ケル
コヲ得若シ差押債権者競落人ナルキハ其
債権カ買入代金ノ額ニ滿ツル限リハ買入
代金トシテ之ヲ消滅ス
然レ共引受ケ可キ抵當債権又ハ改算入可
キ競落人ノ債権カ適法ナル異議ヲ受ケタ

ルヤハ之ニ相當スル代金ノ一分ヲ現拂シ又ハ保證ヲ立ツ可シ

第三　若シ剩餘ヲ生スルヤハ其剩餘カ債權者ノ爲メ既ニ差押ヘラレタルヤハ此限ニ在ラス

第六百七十七條　分配表ヲ實施シタル後裁判所ハ分配調書及ヒ競落ノ決ノ正本ヲ登記所ニ送付シテ左ノ事項ヲ競落人ノ諸件ヲ囑託ス可シ

第一　競落人ノ所有權ノ記入及ヒ總テ競落人ノ引受ケサル抵當債務并ニ物上義務ノ取消

第二　差押記入ノ取消

競落人ノ引受ケタル抵當債權及ヒ其他ノ物上權利ハ變更ヘルルヿ無クシテ之ヲ差置ク可シ」

民事訴訟法草案議案第四十四号修正ノ理由

第六百五十六條　執達吏ニ委任云々報告ノ爲レノ三ノ字ヲ削リ裁判所ニ申立ト改メタルハ不動産ノ強制執行ニ付開陳シタル理由ニ依ル

第六百五十七條　執達吏ハ云々届出テノ十四字ヲ削リタルハ前條ト同一ノ理由ナリ同時ニ差押ノ廢棄ナキトキハノ十二字ヲ削リタル

ハ差押ノ手續ヲ廢棄スルニ於テハ期間ノ停止ニ関セサルヿ勿論ナルカ故ナリ

第六百五十八條　本條ノ修正ハ法文ヲ明カニシタルニ過キス

第六百五十九條　其他ノ物上權利者ノ八字ヲ

加ヘタルハ不備ヲ補フタルヨリ其他ハ文章ヲ修正シタルノミナリ

第六百六十條　判定ヲ判決ト改メタルハ前ニ修正シタルカ故ナリ

第六百六十一條　修正ノ理由前條ニ同シ

第六百六十二條　其他ノ物上權利者ノ八字ヲ加ヘタルハ次條ニ抗告ノ上ニ即時ノ二字ヲ加ヘタルハ次條ヲ修正シタルカ故ナリ其他ハ文章ノ修正ニ過キス

第六百六十三條　即時抗告ノ期間ニ付テハ第四編第三章ニ新條ヲ設ケ之ヲ定メタルニ依リ判定ノ言渡云々拘束セラレノ二十四字ヲ削ル

第六百六十四條　修正ナシ

第六百六十五條　文章ノ修正ニ過キス

第六百六十六條　旧案中又適法ナル云々標準トスマテノ三十五字ヲ削リタルハ第六百三十五條ヲ修正シタル結果ナリ

第六百六十七條　判定ヲ裁判又ハ判決ト改メタルハ第六百三十六條修正ノ理由ニ同シ

第六百六十八條　文章ノ修正ニ過キス

第六百六十九條　第四号ヲ新タニ加ヘタルハ不備ヲ補フタルナリ其他ノ修正ハ法文ノ意味ヲ明ラカニシタルニ過キス

第六百七十條　其他ノ物上權利者ノ八字ヲ加

ヘタルハ不備ヲ補フ為メタルナリ其他ノ修正ハ
前例ニ依ル

第六百七十一條　前例ニ依リタルナリ
第六百七十二條　修正ノ理由前條ニ同シ
第六百七十三條　第二項中及ヒ差押調書云々
ノ十四字ヲ削リタル結果ナリ
第六百七十四條　案ノ字ヲ表ノ字ニ改メタル
ノミナリ
第六百七十五條　其他ノ物上権利者ノ八字ノ
修正ハ文章ノ修正ニ過キス
ヲ削リタル結果ナリ及ヒ物上権ニ付テノ要
求額ノ十二字ヲ加ヘタルハ第六百六十九條
中第四号ヲ新タニ加ヘタル結果ナリ其他ノ

加ヘタルハ第六百七十條ノ理由ニ同シ其他
ノ修正ハ文章ノ修正ニシタル過キス
第六百七十六條　文章ノ修正ニ過キス
第六百七十七條　第一項三項四項ノ修正ハ
ル所以ハ不動産強制執行修正ノ理由中ニ開
陳シタルト同一ノ理由ナリ

民事訴訟法草案議案第四十四号修正ノ理由

第六百五十六條　執達吏ニ委任云々報告ノ為ニノ三十字ヲ削リ裁判所ニ申立ト改メタル外ハ不動産ノ強制執行ニ付開陳シタル理由ニ依ル

第六百五十七條　執達吏ハ云々届出テノ十四字ヲ削リタルハ前條ト同一ノ理由ナリ同時ニ差押ノ廃棄ヲキ廃棄ハノ十二字ヲ削リタル外ハ差押ノ手續ヲ廃棄スルニ於テハ期間ノ停止ニ関セサルヲ勿論ナルカ故ナリ

第六百五十八條　本條ノ修正ハ法文ヲ明ラカニシタルニ過ヤス

第六百五十九條　其他ノ物上權利者ノ八字ヲ

加ヘタルハ不備ヲ補ノタルノミニシテ其他ハ文章ヲ修正シタルノミナリ

第六百六十條　判定ノ判決ト改メタルハ前ニ修正シタルカ故ナリ

第六百六十一條　修正ノ理由前條ニ同シ

第六百六十二條　其他ノ物上權利者ノ八字ヲ加ヘタルハ第六百五十九條ノ理由ト同一ニシテ抗告ノ上ニ即時ノ二字ヲ加ヘタルハ次條ニ於テ其他ハ文章ノ修正ニ過キス

第六百六十三條　即時抗告ノ期間ニ付テハ第四編第三章ニ新條ヲ設ケ之ヲ定メタルニ依リ判定ノ言渡云々拘束セラレノ二十四字ヲ削ル

第六百六十四條　修正ナシ

第六百六十五條　文章ノ修正ニ過キス

第六百六十六條　旧案中又適法ナル云々標準トスマテノ三十五字ヲ削リタルハ第六百三十五條ヲ修正シタル結果ナリ

第六百六十七條　判定ヲ裁判又ハ判決ト改メタルハ修正ノ理由ニ同シ

第六百六十八條　文章ノ修正ニ過キス

第六百六十九條　其他ノ修正ハ法文ノ意味ヲ明カニシタルニ過キス

第六百七十條　其他ノ物上權利者ノ八字ヲ加ヘサルハ不備ヲ補フタルナリ